



平成29年度

情報公開制度及び個人情報保護制度  
の実施状況

越谷市総務部総務課



## 目 次

### 第1 はじめに

- 1 情報公開制度について…………… 1
- 2 個人情報保護制度について…………… 2

### 第2 情報公開制度の実施状況

- 1 公開請求の件数及び処理状況…………… 5
- 2 非公開決定等の理由…………… 7
- 3 公開請求の個別の処理状況…………… 8

### 第3 個人情報保護制度の実施状況

- 1 個人情報取扱事務の状況…………… 3 6
- 2 保有個人情報の目的外利用等の状況…………… 3 6
- 3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況…………… 3 8
- 4 不開示決定等の理由…………… 3 9
- 5 開示請求の個別の処理状況…………… 3 9
- 6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況…………… 3 9

### 第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審査会…………… 4 4
- 2 不服申立ての処理状況…………… 4 4
- 3 審査会の開催状況…………… 4 4

### 第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

- 1 情報公開・個人情報保護審議会…………… 4 5
- 2 審議会への意見照会の状況…………… 4 5
- 3 審議会の開催状況…………… 4 5
- 4 意見照会書及び審議会答申…………… 4 7

### 資料

- 越谷市情報公開条例…………… 5 0
- 越谷市個人情報保護条例…………… 5 4
- 越谷市長が保有する情報の提供に関する規程…………… 6 2



# 第1 はじめに

## 1 情報公開制度について

### (1) 制度の目的

情報公開制度とは、市が保有している情報（公文書）を皆さんからの請求により公開し、市民と市が市政に関する情報を共有する制度です。市の行政活動について説明する責任を全うするとともに、公正で開かれた市政を一層推進していくことを目的としています。

### (2) 条例について

本市の情報公開制度は、越谷市情報公開条例に基づき運用しています。本条例は、平成11年10月1日に試行しており、その後、5回の改正が行われ、現行条例は、平成28年4月1日から施行しています。

### (3) 実施機関

情報公開制度を実施する機関は、次のとおりです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社

### (4) 情報公開制度の対象となる公文書

対象となる公文書は、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、電磁的記録などで、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものです。ただし、次のものは除きます。

ア 広報こしがや、新聞、市販の書籍など、一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの

イ 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

### (5) 公文書の公開を請求できる方

どなたでも請求することができます。

### (6) 公開請求の受付から決定まで

情報公開センターで職員と相談の上、請求書に公文書の名称又は内容、公開の方法など所定の事項を記入してください。郵送でも請求することができます。

実施機関は、公開請求があった日から原則として15日以内に公開するかしないかを決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

## (7) 公文書の公開義務

実施機関は、請求があったときは、公開請求に係る公文書に次に掲げる非公開情報のいずれかが記録されている場合を除き、公開しなければなりません。

<非公開情報>（※越谷市情報公開条例第7条各号に定められています。）

第1号	個人に関する情報
第2号	法人等に関する情報
第3号	国等との協力関係等に関する情報
第4号	公共等の安全等に関する情報
第5号	審議、検討又は協議に関する情報
第6号	事務又は事業に関する次に掲げる情報であって、公開することにより、公正な行政運営を阻害するもの
ア	監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの
イ	契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの
ウ	調査研究に係る事務に関するもの
エ	人事管理に係る事務に関するもの
オ	アからエまでに掲げる以外のもの
第7号	法令秘情報

## (8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等

公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

## (9) 公開に要する費用

原則として1件につき200円の手数料がかかりますが、市民の皆さんや公文書の内容に利害関係のある方などは、無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合は、手数料のほかにコピー代や郵送料を負担していただきます。

## (10) 審査請求

公開決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。

## 2 個人情報保護制度について

### (1) 制度の目的

個人情報保護制度とは、市が保有している個人情報の開示・訂正等をご本人の請求により行う制度です。また、市が個人情報を適正に取り扱うためのルールを定めています。

この制度は、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政を一層推進していくことを目的としています。

## (2) 条例について

本市の個人情報保護制度は、越谷市個人情報保護条例に基づき運用しています。本条例は、平成13年4月1日に試行しており、その後、6回の改正が行われ、現行条例は、平成29年5月30日から施行しています。

## (3) 実施機関

個人情報保護制度を実施する機関は、情報公開制度と同じです。

市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、議会、越谷市土地開発公社、公益財団法人越谷市施設管理公社
--

## (4) 個人情報の定義

ア 個人情報：個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいいます。

イ 保有個人情報：実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいいます。ただし、公文書に記録されているものに限りません。

## (5) 保有個人情報の開示・訂正等を請求できる方

どなたでもご本人の個人情報の開示・訂正等を請求することができます。

## (6) 開示・訂正等の請求の受付から決定まで

開示、訂正、利用の停止、消去又は提供の停止の請求ができます。

情報公開センターで職員と相談の上、個人情報を特定し、請求書に所定の事項を記入してください。

その際、個人情報のご本人であることを確認するための書類(運転免許証、旅券など)の提出又は提示が必要になります。また、訂正の場合には、ご本人であることを確認するための書類のほか、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等の提出又は提示が必要になります。

実施機関は、開示・訂正等をするかどうかについて、原則として請求があった日から15日以内に決定し、速やかに書面でお知らせします。

ただし、事務処理上どうしても困難なとき、その他正当な理由があるときには、決定期間を延長することがあります。その場合、延長の期間と理由を書面でお知らせします。

## (7) 保有個人情報の開示義務

実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次に掲げる不開示情報のいずれかが記録されている場合を除き、開示しなければなりません。

<不開示情報> (※越谷市個人情報保護条例第15条各号に定められています。)

- |     |  |
|-----|--|
| 第1号 | 開示請求者以外の者に関する情報                                |
| 第2号 | 個人の評価、診断、判定等に関する情報                             |
| 第3号 | 国等との協力関係等に関する情報                                |
| 第4号 | 公共等の安全等に関する情報                                  |
| 第5号 | 審議、検討又は協議に関する情報                                |
| 第6号 | 事務又は事業に関する次に掲げる情報であつて、開示することにより、公正な行政運営を阻害するもの |
| ア   | 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関するもの                     |
| イ   | 契約、交渉又は争訟に係る事務に関するもの                           |
| ウ   | 調査研究に係る事務に関するもの                                |
| エ   | 人事管理に係る事務に関するもの                                |
| オ   | アからエまでに掲げる以外のもの                                |
| 第7号 | 法令秘情報  |

**(8) 第三者に対する意見書提出の機会の付与等**

開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの（第三者）に関する情報が記録されているときは、第三者に対し意見書を提出する機会を与えることなどにより、権利利益の保護を図っています。

**(9) 開示・訂正等に要する費用**

手数料は無料です。

なお、写しの交付や写しの郵送を希望される場合には、コピー代や郵送料を負担していただきます。

**(10) 審査請求**

開示決定等について行政不服審査法に基づく審査請求があったときは、実施機関は、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して、審査請求に対する裁決をします。



## 第2 情報公開制度の実施状況

### 1 公開請求の件数及び処理状況

越谷市情報公開条例に基づく平成29年度の公開請求の件数は159件で、実施機関別の公開請求の件数及び処理状況は表1のとおりです。

公開請求の対象となった公文書数は310文書で、その内訳は表2のとおりです。なお、部分公開を含め、文書不存在等による非公開、取下げを除いた公開率は97.8%となっています。

また、請求者の区分別件数は表3、課別の処理状況は表4のとおりです。

表1 実施機関別の公開請求の件数及び処理状況

実施機関	請求件数	処理件数	処理状況							取下げ
			公開	部分公開	非公開	非公開	存否不回答	不存在	その他	
市長	147	200	41	124	32	4	0	26	2	3
教育委員会	5	8	4	3	1	0	0	1	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設管理公社	3	7	3	2	2	0	0	1	1	0
合計	159	219	48	133	35	4	0	28	3	3

※1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表2 請求のあった実施機関別の公開請求の対象となった公文書数

実施機関	処理状況			合計公文書数
	公開決定した公文書数	部分公開決定した公文書数	非公開決定した公文書数	
市長	73	195	6	274
教育委員会	8	8	0	16
農業委員会	0	13	0	13
施設管理公社	5	2	0	7
合計公文書数	86	218	6	310

※文書不存在、その他による非公開決定は除きます。

表3 請求者の区分別件数

請求者の区分	件数
市内に住所を有する者	43
市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体	22
市内に存する事務所又は事業所に勤務する者	0
市内に存する学校に在学する者	0
公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの	1
その他上記に掲げる以外のもの	93
合計	159

表4 課別の処理状況

課名	請求 件数	処 理 件 数	処理状況							取 下 げ
			公開	部分 公開	非 公開					
						非公開	存否 不回答	不存在	その他	
秘書	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0
政策課	3	6	3	1	2	0	0	2	0	0
財政課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
資産税課	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
契約課	2	3	1	2	0	0	0	0	0	0
庁舎管理課	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
障害福祉課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
環境政策課	11	11	0	2	9	0	0	9	0	0
リサイクルプラザ	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
産業廃棄物指導課	1	1	0	0	1	0	0	1	0	0
産業支援課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
観光課	4	7	2	2	3	0	0	1	2	0
農業振興課	4	5	1	4	0	0	0	0	0	0
道路総務課	3	4	2	1	1	0	0	1	0	0
道路建設課	8	11	8	3	0	0	0	0	0	0
治水課	4	4	2	2	0	0	0	0	0	0
下水道課	2	2	1	1	0	0	0	0	0	0
営繕課	4	5	0	4	1	1	0	0	0	0
維持管理課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
都市計画課	7	14	5	4	4	1	0	3	0	1
市街地整備課	6	9	4	5	0	0	0	0	0	0
公園緑地課	9	9	2	5	1	0	0	1	0	1
開発指導課	52	55	2	52	1	0	0	1	0	0
建築住宅課	38	40	1	32	7	1	0	6	0	0
市立病院庶務課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
スポーツ振興課	3	5	2	2	1	0	0	1	0	0
学校管理課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
指導課	1	2	1	1	0	0	0	0	0	0
農業委員会事務局	4	4	0	4	0	0	0	0	0	0
消防本部予防課	2	3	1	0	1	1	0	0	0	1
施設管理公社総務課	3	7	3	2	2	0	0	1	1	0
合計	183	219	48	133	35	4	0	28	3	3

※1件の請求で複数の課が対象となる場合は、1件に対し複数の課による決定が行われることがあるため、実施機関別の請求件数（表1）と課別の請求件数は一致しません。

## 2 非公開決定等の理由

非公開又は部分公開の理由は、表5のとおりです。

表5 非公開又は部分公開の理由

理 由	件 数
個人に関する情報（第7条第1号）	94
法人等に関する情報（第7条第2号）	41
国等との協力関係等に関する情報（第7条第3号）	0
公共の安全等に関する情報（第7条第4号）	72
審議、検討又は協議に関する情報（第7条第5号）	6
事務又は事業に関する情報（第7条第6号）	15
法令秘情報（第7条第7号）	0
存否不回答（第10条）	0
文書不存在	28
その他	3
合 計	259

※1件の決定に、複数の非公開理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しません。

※「その他」の3件については、手数料を受けて交付している文書、窓口等で閲覧可能な文書で、条例の適用の対象外であるものです。

※存否不回答：公文書の存在の有無を答えるだけで、非公開情報を公開することとなる場合は、その公文書の存否を明らかにしないで、公開請求を拒否することができます。

### 3 公開請求の個別の処理状況

公開請求の個別の処理状況は表6のとおりです。

なお、情報公開の総合的な推進を図るため、非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報については、「越谷市長が保有する情報の提供に関する規程」等に基づき、請求手続によることなく、積極的に情報提供をしています。

また、請求があったものでも、簡易迅速に対応できるときは、情報公開請求を取り下げいただき、速やかな情報の提供に努めています。この場合、個別の処理状況の「備考」欄に明記してありますが、取下げ2件については情報提供で対応したものとなっています。

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
1	4/5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年3月1日～平成29年3月31日届出分	開発指導課	4/18	平成29年3月1日～平成29年3月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計45件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名及び建築士の登録番号 ・個人の住所のうち、公開されていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	
2	4/6	土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きの規定による確認通知書及び申請書（添付書類は除く） 期間：平成15年2月15日～現在まで	環境政策課	4/17	・「土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きの規定に基づく確認通知について（伺い）（平成23年3月3日決裁）」のうち、確認申請書（添付書類を除く）及び確認通知書 ・「土壌汚染対策法第3条第1項ただし書きの規定に基づく確認通知について（伺い）（平成27年6月8日決裁）」のうち、確認申請書（添付書類を除く）及び確認通知書	部分公開	第7条第4号	法人の印影	
3	4/12	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） 平成29年3月29日～平成29年4月12日届出分	開発指導課	4/20	・平成29年3月29日～平成29年3月31日届出分 ・平成29年4月1日～平成29年4月12日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計13件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	
4	4/13	・道水路占用許可申請書（H25.5.21受付H25-0316号） ・水路占用許申請時（新方領用悪水路土地改良区同意書） （場所等特定）	道路総務課	4/27	道水路占用許可申請書（平成25年5月21日付け占第H25-0316号）	公開			
					水路占用許申請時の新方領用悪水路土地改良区同意書（上水道 雑排水） （場所等特定）	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
5	4/13	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・浄化槽法第5条第1項に基づく届 ・建築確認申請建築基準法第93条第5項の届 (場所等特定)	環境政策課	4/27	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・浄化槽設置届(浄化槽法第5条第1項に基づく届) (場所等特定)	非公開	不存在	非公開理由:対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
			建築住宅課	4/27	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・建築確認申請(建築基準法第93条第5項に基づく届) (場所等特定)	非公開	不存在	非公開理由:対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
6	4/13	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・浄化槽法第10条の2第1項(使用開始報告の受理) ・浄化槽法第7条第2項(設置後の水質に関する検査報告の受理) (場所等特定)	環境政策課	4/27	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・使用開始報告書(浄化槽法第10条の2第1項に基づく報告) ・水質検査報告書(浄化槽法第7条第2項に基づく報告) (場所等特定)	非公開	不存在	非公開理由:対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
7	4/13	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・浄化槽法第11条第2項(定期検査の水質に関する定期検査報告の受理) 浄化槽法第12条第2項 使用禁止命令 (場所等特定)	環境政策課	4/27	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・定期水質検査報告書(浄化槽法第11条第2項に基づく報告) ・浄化槽使用停止命令(浄化槽法第12条第2項に基づく命令) (場所等特定)	非公開	不存在	非公開理由:対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
8	4/13	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 浄化槽新規 ・浄化槽調書 ・設計図書 ・位置図 ・浄化槽の構造図 ・処理工程図 (場所等特定)	環境政策課	4/27	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 浄化槽新規 ・浄化槽調書 ・設計図書 ・位置図 ・浄化槽の構造図 ・処理工程図 (場所等特定)	非公開	不存在	非公開理由:対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
9	4/13	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・仕様書(対象処理人数) (場所等特定)	環境政策課	4/27	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・仕様書(対象処理人数) (場所等特定)	非公開	不存在	非公開理由:対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
10	4/13	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・排水流図 ・土地改良区放流同意書 (場所等特定)	環境政策課	4/27	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・排水流図 ・土地改良区放流同意書 (場所等特定)	非公開	不存在	非公開理由:対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
11	4/13	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 約30㎡のトレーラーハウスの面積に対する ・対象処理人数 ・汚水量の計算(JISA3302-2000による) (場所等特定)	環境政策課	4/27	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 約30㎡のトレーラーハウスの面積に対するJISA3302-2000による ・対象処理人数 ・汚水量の計算 (場所等特定)	非公開	不存在	非公開理由:対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
12	4/13	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・メーカー・人数・品番・処理対象(実際に設置されている浄化槽の処理対象人数が判明できる書類) (場所等特定)	環境政策課	4/27	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・実際に設置されている浄化槽のメーカー、品番、処理対象の人数が判明できる書類 (場所等特定)	非公開	不存在	非公開理由:対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
13	4/13	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・建築基準法の型式適合認定書 ・浄化槽法の型式適合認定書 (場所等特定)	環境政策課	4/27	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・浄化槽法の型式適合認定書 (場所等特定)	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
			建築住宅課	4/27	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・建築基準法の型式適合認定書 (場所等特定)	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
14	4/13	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・建築基準法第6条の1項 建築主事への通知 ・建築主事の確認 ・法第18条第2項 (場所等特定)	建築住宅課	4/27	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・建築主事への通知(建築基準法第6条第1項に基づく) ・建築主事の確認 ・法第18条第2項 (場所等特定)	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
15	4/13	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・建築基準法第88条第2項申請(指定工作物としての確認申請) ・建築基準法第48条ただし書き許可申請 ・トレーラーハウス建築物の確認申請時に付属建築物としての確認の申請 (場所等特定)	建築住宅課	4/27	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・指定工作物としての許可申請書(建築基準法第88条第2項に基づく申請) ・許可申請書(建築基準法第48条ただし書きに基づく申請) ・トレーラーハウス建築物の確認申請時に付属建築物としての確認申請 (場所等特定)	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
16	4/13	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・建築基準法第6条4項又は第18条第3項検査済証の交付の有無 (場所等特定)	建築住宅課	4/27	トレーラーハウス接続浄化槽に関する次の文書 ・建築基準法第6条第4項に基づく、浄化槽検査済証の交付の有無が分かる文書 ・建築基準法第18条第3項に基づく、浄化槽検査済証の交付の有無が分かる文書 (場所等特定)	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
17	4/13	違反建築物是正の書面(H25.11通報より直近まで) 指導に従う意志の確認できる文面含む(H29.2.14市長回答より) (場所等特定)	開発指導課	4/27	・経過書(平成25年11月18日分から平成29年4月11日分まで) ・違反開発行為等に係る是正計画書の提出について(報告)(平成26年7月15日決裁)のうち、是正計画書 ・違反開発行為等の是正に係る報告書の提出について(報告)(平成26年9月9日決裁)のうち、是正に係る報告書(外6件)	部分公開	第7条第1号第4号第6号オ	・法人の担当者名(市職員を除く) ・個人の電話番号 ・通報者について記録されている部分 ・法人の印影 ・是正指導及び開発者の対応の詳細 ・違反開発行為等の是正に係る報告書の提出について(報告)(平成27年9月7日決裁)のうち、是正に係る報告書に添付された別紙書類	
18	4/13	危険物保管庫現地調査・指導に関する文書 ・H28年12月6日 ・H28年12月12日 (場所等特定)	消防本部予防課	4/27	指導経過表 (場所等特定)	公開			

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
					平成28年12月6日及び平成28年12月12日に行った、危険物保管庫の現地調査における、保管庫内部の写真(場所等特定)	非公開	第7条第2号第4号	非公開理由：法人の取引や資産に関する法人の内部管理情報及び施設の内部に関する情報であって、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害することになるほか、犯罪被害を受けるおそれがあり、犯罪の予防又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められるため。	
19	4/13	・産業廃棄物収集運搬業許可(積替え・保管を含む)申請及び許可番号 ・事業範囲の変更許可申請(取扱い産業廃棄物種類追加含む) (場所等特定)	産業廃棄物指導課	4/27	・産業廃棄物収集運搬業許可(積替え・保管を含む)申請及び許可番号 ・事業範囲の変更許可申請(取扱い産業廃棄物種類追加含む) (場所等特定)	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
20	4/14	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係)ただし、近隣住民への周知が必要なものの届出書の表紙部分 (※別紙がある場合は別紙を含む) 計45件	開発指導課	4/24	平成29年3月1日～平成29年3月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 (※別紙がある場合は別紙を含む) 計45件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名及び建築士の登録番号 ・個人の住所のうち、公開されていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	
21	4/17	注意書(平成26年6月30日付越維持第30号)	維持管理課	4/26	注意書(平成26年6月30日付越維持第30号)	公開			
22	4/19	・空地利用について、昭和56年3月30日に越谷市長と住宅・都市整備公団とが交わした覚書 ・昭和56年3月30日に越谷市長と住宅・都市整備公団とが交わした覚書について、幼稚園用地から高齢者施設に合意事項を変更するに当たり、越谷市が独立行政法人都市再生機構と協議をした際の起案文書一式 (場所特定)	政策課	6/5	建設計画及び建築工事等に関する覚書(昭和56年3月30日)の写し(別添図1及び別添図2を除く) (場所特定)	公開			決定期限延長 5/8 ↓ 6/5
					建設計画及び建築工事等に関する覚書(昭和56年3月30日)の写しのうち、別添図1及び別添図2 (場所特定)	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、廃棄したため存在しない。	
					昭和56年3月30日に越谷市長と住宅・都市整備公団が交わした覚書について、幼稚園用地から高齢者施設に合意事項を変更するに当たり、越谷市が独立行政法人都市再生機構と協議をした際の起案文書一式	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
23	4/21	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成29年4月3日～4月21日まで	建築住宅課	5/1	建設リサイクル法解体届出等台帳 (受付年月日：平成29年4月3日～4月21日)	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所(法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。)	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
24	4/24	越谷市の平成29年1月1日現在の課税業務のための地番・筆界等（できれば字界・字名・家屋も）の現況図で、業務委託によって作成又は更新されたもの	資産税課	5/2	越谷市全域における、筆界、地番、家屋図データ	公開			
25	4/27	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）平成29年4月13日～平成29年4月27日届出分	開発指導課	5/10	平成29年4月13日～平成29年4月27日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計8件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	
26	5/8	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る平成29年4月1日～平成29年4月30日届出分	開発指導課	5/22	平成29年4月1日～平成29年4月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計49件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・特定の個人の財産に関する情報 ・個人の印影 ・法人の印影	
27	5/9	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る平成29年4月1日～平成29年4月30日届出分	開発指導課	5/22	平成29年4月1日～平成29年4月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計49件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・特定の個人の財産に関する情報 ・個人の印影 ・法人の印影	
28	5/10	管路調査業務委託（路面下空洞調査）	下水道課	5/23	管路調査業務委託（路面下空洞調査）業務施工報告書（平成29年3月）	部分公開	第7条第1号第2号第4号	・委託業者の担当の氏名 ・委託業者の担当の印影 ・空洞探査車構成 ・路面下空洞探査車システム図 ・ベース車両の仕様 ・空洞探査装置の仕様 ・探査位置映像記録装置の仕様 ・パルスレーダ探査機器の製造会社名及びアンテナ部・収録部の仕様	
29	5/11	・賃貸契約書及び使用契約書、その他利用、管理に関し付随する契約書類 ・上記物件の公有財産としての計上 ・建物（特定）の管理、使用に関する仕様書、契約書 ・法人（特定）に補助金を拠出しているが、その拠出目的（場所等特定）	観光課	5/25	・覚書の締結について（伺い）（平成29年4月1日決裁） ・建物貸付契約書の締結について（伺い）（平成29年4月1日決裁）	部分公開	第7条第4号	法人及び代表理事の印影	
					法人（特定）に補助金を拠出しているが、その拠出目的	非公開	その他	非公開理由：対象文書は、要綱で規定されており、越谷市例規集にて閲覧可能なことから、本条例の適用の対象外であるため。	



表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
30	5/11	・賃貸契約書及び使用契約書、その他利用、管理に関し付随する契約書類 ・上記物件の公有財産としての計上 ・建物（特定）の管理、使用に関する仕様書、契約書 ・法人（特定）に補助金を拠出しているが、その拠出目的 （場所等特定）	都市計画課		※取下げ				
31	5/12	トレーラーハウスの現地撮影写真（13枚白黒）建築住宅課職員撮影のもの（H25年8月～9月頃） （場所等特定）	建築住宅課	5/26	トレーラーハウスの現地撮影写真（平成25年9月撮影） （場所等特定）	部分公開	第7条第4号	法人の印影	
32	5/17	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成29年4月24日～5月17日まで	建築住宅課	5/30	建設リサイクル法解体届出等 台帳 （受付年月日：平成29年4月24日～5月17日）	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）	
33	5/18	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係） ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） 平成29年4月28日～平成29年5月18日届出分	開発指導課	5/24	平成29年4月28日～平成29年5月18日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計17件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	
34	5/31	越谷市消防本部管内に地下貯蔵タンクを有する事業所一覧及び屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所を有する事業所一覧 1. 施設名称 2. 施設所在地 3. 区分（製造所、地下タンク貯蔵所、給油取扱所、一般取扱所、屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所） 4. 完成検査年月日 5. 品名（類別等） 6. 物品名称 7. 容量	消防本部予防課		※取下げ				情報提供にて対応
35	6/2	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係） ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） 平成29年5月19日～平成29年6月2日届出分	開発指導課	6/13	平成29年5月19日～平成29年6月2日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計9件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・個人の印影	
36	6/5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係） ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年5月1日～平成29年5月31日届出分	開発指導課	6/15	平成29年5月1日～平成29年5月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計63件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名及び建築士の登録番号 ・届出者の住所及び氏名のうち、公開されていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
37	6/6	・地区まちづくり会議 平成21、22年分会議録 ・委員の選出基準（平成21年、22年当時） （地区特定）	政策課	6/19	・地区まちづくり会議とりまとめ（会議出席簿を除く）（5件） ・地区まちづくり会議出席簿（平成21年、22年開催分） （地区特定）	公開			
					地区まちづくり会議の設置に係る各地区コミ協会長・自治会連合会会長への通知について（平成21年5月28日決裁）	部分公開	第7条第1号	個人の住所及び電話番号	
38	6/7	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年5月1日～平成29年5月31日届出分	開発指導課	6/15	平成29年5月1日～平成29年5月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計63件	部分公開	第7条第1号 第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名及び建築士の登録番号 ・届出者の住所及び氏名のうち、公開されていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	
39	6/9	・建築事前協議協力要請願 ・越谷市開発指導要領に基づく協議書のうち平面図、立面図、配置図 （場所特定）	開発指導課	6/23	・建築事前協議申請書（平成元年6月17日受付 受付番号360）のうち、配置図 ・越谷市開発指導要領に基づく協議書（平成元年11月20日締結 No.280）のうち、立面図	公開			
					越谷市開発指導要領に基づく協議書（平成元年11月20日締結 No.280）のうち、配置図及び平面図	部分公開	第7条第4号	建物の間取り	
					建築事前協議申請書（平成元年6月17日受付 受付番号360）のうち、平面図及び立面図	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
40	6/12	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成29年5月18日～6月12日まで	建築住宅課	6/26	建設リサイクル法解体届出等 台帳 （受付年月日：平成29年5月18日～6月12日）	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。） ・個人の携帯電話番号及びIP電話番号	
41	6/15	工事案件の金入り設計書、見積単価、見積歩掛採用の場合の採用根拠書（11件）	道路建設課	6/29	平成28年度 道路補修工事設計書（市道1160号線）	公開			
					・平成29年度 道路補修工事設計書（市道60907号線） ・平成28年度 橋梁補修工事設計書（流通団地橋）	部分公開	第7条第2号 第6号イ	・見積りを行った事業者の名称 ・平成29年4月埼玉県単価及び刊行物掲載単価並びに当該単価が分かる部分	
			営繕課	6/29	平成29年度 東越谷十丁目81番地旧看護専門学校等解体工事設計書	部分公開	第7条第2号 第6号イ	・見積りを行った事業者の名称 ・「建築・電気・機械設備工事積算単価の採用及び補正」記載の単価及び補正率並びに当該数値が分かる部分 ・平成29年4月埼玉県単価及び刊行物掲載単価並びに当該単価が分かる部分	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
			市街地整備課	6/29	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成28年度 街路築造工事設計書（区20-8号線外5路線補修工）</li> <li>平成28年度 街路築造工事設計書（健康福祉村大袋線・電線共同溝その2）</li> <li>平成28年度 街路築造工事設計書（大袋駅西口線・電線共同溝その3）</li> <li>平成28年度 街路築造工事設計書（大袋駅西口線・電線共同溝その4）</li> </ul>	公開			
					<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度 街路築造工事設計書（区6-90号線外2路線）</li> <li>平成29年度 街路築造工事設計書（区12-7号線その3）</li> <li>平成28年度 街路築造工事設計書（区77-6号線）</li> </ul>	部分公開	第7条第2号第4号第6号イ	<ul style="list-style-type: none"> <li>見積りを行った事業者が分かる部分</li> <li>法人の印影</li> <li>平成29年4月埼玉県単価及び刊行物掲載単価並びに当該単価が分かる部分</li> </ul>	
42	6/16	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）平成29年6月3日～平成29年6月16日届出分	開発指導課	6/29	平成29年6月3日～平成29年6月16日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計15件	部分公開	第7条第1号第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>個人の電話番号</li> <li>届出者の担当の氏名</li> <li>個人の印影</li> </ul>	
43	6/19	平成28年（1月～12月）トレーラーハウス設置全5件文書一式 ・関東運輸局長 基準緩和申請書・許可番号（又は車検証） ・特殊車両通行許可証（関東地方整備局長）	建築住宅課	7/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>トレーラーハウス設置について（報告）（平成28年1月7日決裁）のうち、基準緩和認定書及び特殊車両通行許可申請書</li> <li>トレーラーハウス設置に係る報告（平成28年6月29日決裁）のうち、基準緩和認定書及び特殊車両通行許可申請書</li> </ul>	部分公開	第7条第1号第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本トレーラーハウス協会の担当者名</li> <li>事業者の住所に関する記録</li> <li>車両番号、製造番号、車名及び型式</li> <li>車両内訳書、通行経路表</li> </ul>	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>トレーラーハウス設置に係る報告（平成28年2月19日決裁）のうち、自動車検査証</li> <li>トレーラーハウス設置に係る報告（平成28年3月9日決裁）のうち、自動車検査証</li> <li>トレーラーハウス設置に係る報告（平成28年10月31日決裁）のうち、自動車検査証</li> </ul>	非公開	第7条第2号	非公開理由：法人の取引や資産に関する情報であり、法人の内部管理情報であって、公開することにより当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害することになるため。	
44	6/20	越谷市中央市民会館 文化振興事業 ランチタイムコンサート（6回）、ミュージックフェスティバルin越谷の委託契約書（最新のもの）	施設管理公社総務課	7/3	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成29年度越谷市中央市民会館ランチタイムコンサートの実施について（伺い）（平成29年4月3日決裁）のうち、主催自主文化事業計画書</li> <li>公益財団法人越谷市施設管理公社の後援等に関する申請の決定について（伺い）（平成28年9月15日決裁）のうち、後援等決定通知書及び別紙の部分</li> </ul>	公開			
					越谷市中央市民会館ランチタイムコンサートの出演団体の選定方法が分かる文書	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
					第4回ミュージック・フェスティバルinこしがやの共催内容が分かる文書	非公開	その他	非公開理由：対象文書は、「後援等の基準及び手続きに関する要綱」で規定されており、施設管理公社総務課の窓口にて閲覧可能なことから、本条例の適用の対象外であるため。	
45	6/20	建設リサイクル法解体届出等台帳 解体開始予定年月日：平成29年6月1日～	建築住宅課	7/4	建設リサイクル法解体届出等台帳 (解体予定年月日：平成29年6月1日～)	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。） ・個人の携帯電話番号及びI P電話番号	
46	6/27	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成29年5月1日～平成29年6月23日	建築住宅課	7/6	建設リサイクル法解体届出等台帳 (受付年月日：平成29年5月1日～6月23日)	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。） ・個人の電話番号	
47	6/28	・違反建築物撤去（プレハブ危険物保管庫）し、小規模倉庫3台に危険物、備品を移す検討（国住指第4544号平成27年2月27日） ・危険物含むため越谷市消防本部、開発指導課、環境政策課に上記の内容を伝えた文面 (場所等特定)	建築住宅課	7/12	建築基準法令等に関する質疑書（平成29年4月12日決裁）	公開			
					経過書（平成29年4月18日分） (場所等特定)	部分公開	第7条第1号第6号オ	・通報者について記録されている部分 ・是正指導及び開発者の対応の詳細	
48	6/29	農地転用許可申請に添付された配置図 (場所特定)	農業委員会事務局	7/7	農地転用許可申請書のうち、配置図 (場所特定)	部分公開	第7条第1号	建築士の氏名及び登録番号	
49	6/30	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係） ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） 平成29年6月17日～平成29年6月30日届出分	開発指導課	7/7	平成29年6月17日～平成29年6月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） (※別紙がある場合は別紙を含む) 計14件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・法人の印影	
50	6/30	平成21年5月11日に結んだ契約書	契約課	7/11	委託契約書 (件名：第4次越谷市総合振興計画・越谷市都市計画マスタープラン策定支援委託、契約日：平成21年5月11日)	部分公開	第7条第4号	法人の印影	
51	7/5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係） ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年6月1日～平成29年6月30日届出分	開発指導課	7/18	平成29年6月1日～平成29年6月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 (※別紙がある場合は別紙を含む) 計64件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名及び建築士の登録番号 ・個人の印影 ・法人の印影	
52	7/6	市長が2017/6/21-30に送信したメールの本文、タイトル、宛先ならびに添付ファイル（いずれも電磁的記録に限る）	秘書	7/20	市長が2017/6/21-30に送信したメールの本文、タイトル、宛先ならびに添付ファイル（いずれも電磁的記録に限る）	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
53	7/7	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年6月1日～平成29年6月30日届出分	開発指導課	7/18	平成29年6月1日～平成29年6月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計64件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名及び建築士の登録番号 ・個人の印影 ・法人の印影	
54	7/10	平成28年度第4回ミュージック・フェスティバルinこしがや事業実績報告書、主催自主文化事業計画報告	施設管理公社総務課	7/23	・越谷市中央市民会館ランチタイムコンサートの実施について（伺い）（平成28年4月1日決裁）のうち、主催自主文化事業計画書 ・平成28年度越谷市中央市民会館「ランチタイムコンサート」の終了結果について（報告）（平成29年3月8日決裁）のうち、主催自主文化事業報告書	公開			
					共催事業に係る報告書について（報告）（平成29年5月18日決裁）	部分公開	第7条第2号第4号	・個人の印影（施設管理公社職員の印影を除く） ・事業収支決算書	
55	7/10	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成29年6月13日～7月10日まで	建築住宅課	7/19	建設リサイクル法解体届出等 台帳 （受付年月日：平成29年6月13日～7月10日）	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。） ・個人の電話番号	
56	7/14	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） 平成29年7月3日～平成29年7月14日届出分	開発指導課	7/28	平成29年7月3日～平成29年7月14日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計4件	部分公開	第7条第1号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名	
57	7/14	公共施設整備等協定書の土地利用計画図（場所特定）	開発指導課	7/28	公共施設整備等協定書（平成26年2月19日決裁）のうち、土地利用計画図（場所特定）	部分公開	第7条第1号	建築士の氏名及び登録番号	
58	7/18	第4次越谷市振興計画越谷市都市計画マスタープラン策定支援委託に係り、委託業者が提出した調査分析等に係る報告書（場所等特定）	政策課	8/1	第4次越谷市総合振興計画・越谷市都市計画マスタープラン基礎調査報告書（平成21年10月）	公開			
59	7/20	建設リサイクル法解体届出等台帳 申請日：平成29年6月21日～	建築住宅課	8/1	建設リサイクル法解体届出等 台帳 （受付年月日：平成29年6月21日～）	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）	
60	7/26	定期調査報告書（平成27年2月25日受付）、定期検査報告書（平成28年7月1日受付）の文書一式（場所特定）	建築住宅課	8/9	・定期調査報告書（平成27年2月25日受付） ・定期検査報告書（平成28年7月1日受付） （場所特定）	部分公開	第7条第1号第2号第4号	・図面を作成した建築士の氏名及び登録番号 ・調査結果表、検査結果表の特記事項における指摘の具体的内容等、改善策の具体的内容等及び改善（予定）年月 ・関係写真の様式 ・換気状況評価表 ・換気風量測定表 ・排煙風量測定記録表 ・照度測定表 ・建物の非常照明設備図及び平面図 ・個人の印影	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
61	7/28	越谷市立しらこぼと運動公園競技場改修工事（平成24年度）金入設計書	スポーツ振興課	8/10	・平成24年度 工事設計書（工事名：越谷市立しらこぼと運動公園競技場改修工事、工事場所：越谷市大字小曾川729番地1） ・平成24年度 工事設計書（変更1回）（工事名：越谷市立しらこぼと運動公園競技場改修工事、工事場所：越谷市大字小曾川729番地1）	公開			
62	7/28	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）平成29年7月15日～平成29年7月28日届出分	開発指導課	8/10	平成29年7月15日～平成29年7月28日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計11件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・個人の印影	
63	8/3	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る平成29年7月1日～平成29年7月31日届出分	開発指導課	8/16	平成29年7月1日～平成29年7月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計51件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名及び建築士の登録番号 ・個人の氏名、住所及び肩書きのうち、公開されていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	
64	8/7	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る平成29年7月1日～平成29年7月31日届出分	開発指導課	8/16	平成29年7月1日～平成29年7月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計51件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名及び建築士の登録番号 ・個人の氏名、住所及び肩書きのうち、公開されていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	
65	8/7	体育施設補修工事（しらこぼと運動公園ソフトボール場防球ネット）金入設計書（平成29年度）	公園緑地課	8/18	平成29年度 工事設計書（工事名：体育施設補修工事（しらこぼと運動公園ソフトボール場防球ネット）、工事場所：越谷市大字砂原39番地）	公開			
66	8/7	出羽公園整備工事 金入設計書（平成29年度）	公園緑地課	8/18	平成29年度 工事設計書（工事名：出羽公園整備工事、工事場所：越谷市新川町一丁目地内）	公開			
67	8/7	道路舗装工事（市道90431号線）金入設計書（平成29年度）	道路建設課	8/18	平成29年度 工事設計書（工事名：道路舗装工事（市道90431号線）、工事場所：越谷市川柳町四丁目地内）	公開			
68	8/8	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成29年7月11日～8月8日まで	建築住宅課	8/22	建設リサイクル法解体届出等 台帳（受付年月日：平成29年7月11日～8月8日）	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）	
69	8/9	ドット線の設置、交差点部の十字マークの設置等の安全対策を行った件に関する意思決定文書（場所特定）	道路総務課	8/23	区画線設置工事（ゾーン30）における予算執行伺書（平成24年12月28日決裁）（場所特定）	公開			

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
70	8/9	会議においてマスタープラン製本前にコンサルタント会社より提出された資料等（日付等特定）	都市計画課	8/23	会議において都市計画マスタープラン（平成23年3月発行）製本前にコンサルタント会社より提出された資料等（日付等特定）	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
71	8/15	・工業団地の候補地の選定に関する資料 ・当該地区に決まった資料	産業支援課	8/28	・新たな工業系土地利用の検討（平成25年5月22日） ・流通・工業系土地利用の実現に向けた越谷市企業立地基本方針（平成27年3月） ・産業系土地利用事業化検討調査報告書（平成28年3月）のうち、特定地区に関する部分	公開			
72	8/21	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） 平成29年7月29日～平成29年8月21日届出分	開発指導課	8/30	平成29年7月29日～平成29年8月21日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計9件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	
73	8/22	総合体育館の清掃業者との委託契約書と見積り合わせの決裁文書（最新のものの）	施設管理公社総務課	9/4	業者選考記録書（件名：越谷市立総合体育館設備運転維持管理及び清掃業務委託、決裁日：平成28年2月19日）	公開			
					委託契約書（日付等特定）	部分公開	第7条第4号	法人の印影	
74	8/30	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成29年8月9日～8月30日まで	建築住宅課	9/7	建設リサイクル法解体届出等台帳 （受付年月日：平成29年8月9日～8月30日）	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）	
75	8/31	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付日：平成29年7月18日～8月31日まで	建築住宅課	9/13	建設リサイクル法解体届出等台帳 （受付年月日：平成29年7月18日～8月31日）	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）	
76	9/1	・平成29年度小学校教科用図書（道徳）の各学校における調査研究報告書 ・平成29年度小学校教科用図書教科書展示会アンケート集計	指導課	9/13	平成29年度教科書展示会アンケート（集計）（開催期間 平成29年6月16日（金）～7月1日（土））	公開			
					平成30年度使用小学校教科用図書 各校における調査研究報告書	部分公開	第7条第5号第6号 才	学校名、校長の氏名及び学校の印影	
77	9/4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年8月1日～平成29年8月31日届出分	開発指導課	9/12	平成29年8月1日～平成29年8月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計54件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名（市職員は除く） ・個人の印影 ・法人の印影	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
78	9/4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）平成29年8月22日～平成29年9月4日届出分	開発指導課	9/12	平成29年8月22日～平成29年9月4日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計12件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名（市職員は除く） ・個人の印影	
79	9/5	工事案件の金入り設計書、見積単価、見積歩掛採用の場合の採用根拠書（17件）	道路建設課	9/19	・平成29年度 道路舗装工事設計書（市道1031号線） ・平成29年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備工事設計書（市道2220号線）1工区 ・平成29年度 道路舗装工事設計書（市道90431号線） ・平成29年度 道路舗装工事設計書（市道50943号線）	公開			
					部分公開	第7条第2号第6号イ	・見積りを行った事業者の名称 ・平成29年7月埼玉県単価及び刊行物掲載単価並びに当該単価が分かる部分		
			治水課	9/19	・平成29年度 排水路整備工事設計書（29-1） ・平成29年度 川都市下水道築造工事設計書（29-1）	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者が分かる部分	
			営繕課	9/19	平成29年度 東越谷十丁目47番地1市立病院7-2病棟改修工事（建築）設計書	部分公開	第7条第2号第6号イ	・見積りを行った事業者の名称 ・「建築・電気・機械設備工事積算単価の採用及び補正」記載の単価及び補正率並びに当該数値が分かる部分	
			市街地整備課	9/19	・平成29年度 街路築造工事設計書（区12-6号線外1路線） ・平成29年度 街路築造工事設計書（区6-131号線外2路線） ・平成29年度 街路築造工事設計書（区6-30号線外3路線） ・平成29年度 街路築造工事設計書（区10.5-6号線外2路線）	部分公開	第7条第2号第6号イ	・見積りを行った事業者の名称 ・平成29年7月埼玉県単価及び刊行物掲載単価並びに当該単価が分かる部分	
80	9/6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る平成29年8月1日～平成29年8月31日届出分	開発指導課	9/12	平成29年8月1日～平成29年8月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計54件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名（市職員は除く） ・個人の印影 ・法人の印影	



表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
81	9/7	平成28年度越谷市障害者就労支援センター実績報告書	障害福祉課	9/13	平成28年度越谷市障害者就労支援センター月別利用人数集計表	公開			
82	9/13	市街化調整区域における、農地転用（農地法第5条）許可（最新10件分）	農業委員会事務局	9/27	農地法第5条第1項による許可申請書及び農地法第5条第1項による許可証計10件	部分公開	第7条第1号第2号第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の氏名、住所（登記簿等に記載されているものを除く）及び電話番号</li> <li>・個人の職業</li> <li>・戸籍、親族関係説明図及び住民票</li> <li>・印鑑登録証明書</li> <li>・住宅設計計画図、平面図</li> <li>・農地転用の理由に関する記載、権利の存続期間</li> <li>・資金調達計画の内容に関する記録</li> <li>・代理人に関する記載</li> <li>・発注業者に関する記載</li> <li>・契約関係書類</li> <li>・自動車検査証、登録識別情報等通知書、駐車場利用者名簿</li> <li>・法人の定款、株主総会議事録、決算報告書</li> <li>・土地利用に関する計画図</li> <li>・所有する重機車両、資産等に関する記録</li> <li>・業務実績及び今後の見通しに関する記録</li> <li>・工事及び資材搬入計画に関する記録</li> <li>・氏名を公開とする個人の印影</li> <li>・法人の印影（行政機関の印影を除く）</li> <li>・氏名を非公開とする個人の印影</li> </ul>	
83	9/19	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）平成29年9月5日～平成29年9月19日届出分	開発指導課	9/28	平成29年9月5日～平成29年9月19日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計9件	部分公開	第7条第1号第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の電話番号</li> <li>・届出者の担当の氏名</li> <li>・個人の印影</li> </ul>	
84	9/20	リサイクルプラザがH28.9.1～H29.9.20までに引き取った猫の死体情報（日時・場所・猫の特徴等）	リサイクルプラザ	10/31	野良猫に係る動物死体処理受付連絡票（平成28年9月1日～平成29年9月20日受付分）	部分公開	第7条第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の住所、氏名及び電話番号</li> <li>・個人の住所に関する記録</li> </ul>	
85	9/21	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成29年8月31日～9月21日まで	建築住宅課	10/5	建設リサイクル法解体届出等 台帳 （受付年月日：平成29年8月31日～9月21日）	部分公開	第7条第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）</li> </ul>	
86	9/25	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地地区の指定状況の一覧リスト</li> <li>・生産緑地地区の位置を特定するための位置確認図</li> </ul>	公園緑地課		※取下げ				情報提供にて対応
87	9/25	建設リサイクル法に基づき、提出された解体工事に係る届出書及び分別解体等の計画等、並びに当該届出に際して添付した書類等（場所等特定）	建築住宅課	10/5	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項に基づく届出書（場所等特定）	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、保存期間を5年として取り扱っており、平成21年度中に取得したが、平成27年3月末をもって保存期間が満了となり、既に廃棄したため存在しない。	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考	
88	9/27	前回の「市民プール」の指定管理者選定に関する資料 ・募集要項 ・業務使用書に準ずる資料 ・その他公募時に配布された資料 ・質疑応答 ・現運営団体が提出した事業計画書または収支予算書 ・選定理由が記載された資料 ・平成28年度事業報告書 ・行政が評価を記載した資料（平成26年度～平成28年度）	スポーツ振興課	10/11	・越谷市立老人福祉センター・越谷市民プール指定管理者募集要項（平成25年8月） ・平成26年度指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表 ・平成27年度指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表 ・平成28年度指定管理者制度導入施設における指定管理者の評価表	公開				
					・越谷市民プール指定管理者指定申請書のうち、「越谷市民プール指定管理者事業計画書」及び「指定予定期間内の年度ごと及び全体の収支計画」 ・指定管理者候補者の承認決定について（通知）（平成25年10月22日通知） ・指定管理者事業報告書（平成29年5月31日受領）	部分公開	第7条第1号第2号第4号第6号 オ	・担当者の氏名、メールアドレス ・人件費の内訳部分 ・自主事業による収入及び経費の内訳部分 ・自主事業の収支計画算定の考え方、 ・団体の代表者の印影 ・指定管理者候補者の承認決定について（通知）（平成25年10月22日通知）のうち、平成25年度第2回越谷市指定管理者選定審査会における各委員の評価コメント		
					質疑応答	非公開	不存在	非公開理由：質疑がなかったため、対象文書は、当初から取得していない。		
89	10/4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年9月1日～平成29年9月30日届出分	開発指導課	10/16	平成29年9月1日～平成29年9月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計48件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影		
90	10/4	工事案件の金入り設計書、見積単価、見積歩掛採用の場合の採用根拠書（7件）	農業振興課	10/18	・かんがい排水整備工事設計書（29-2） ・かんがい排水整備工事設計書（29-3）	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者が分かる部分		
			道路建設課	10/18	平成29年度 道路舗装工事設計書（市道1181号線）	公開				
			治水課	10/18	平成29年度 新川用水整備工事設計書29-1	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者が分かる部分		
			市街地整備課	10/18	・平成29年度 盛土整地工事設計書（139街区外1街区） ・平成29年度 街路築造工事設計書（区10.5-1号線外1路線）	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者が分かる部分		
			公園緑地課	10/18	平成29年度（仮称）増林公園整備工事設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者が分かる部分		
91	10/4	H30年固定資産税標準地の不動産鑑定評価書一式（場所特定）	資産税課	10/18	平成30年度（基準年）標準宅地鑑定評価書（2件）（場所特定）	部分公開	第7条第1号第4号	・取引事例の所在の字名及び丁目 ・法人の印影、不動産鑑定士の署名及び印影		

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
92	10/6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年9月1日～平成29年9月30日届出分	開発指導課	10/16	平成29年9月1日～平成29年9月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計48件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	
93	10/10	平成28年度における越谷市市立病院が契約している火災保険及び病院賠償責任に関する損害保険（自動車保険・自賠責保険は除く）保険料が10万円以上のもの	市立病院庶務課	10/23	・全国自治体病院協議会病院賠償責任保険加入者カード（作成日：平成28年6月6日） ・一般社団法人日本病院会「病院火災賠償責任保険」加入者証（作成日：平成29年2月17日） ・建物総合損害共済委託申込承認証（発行年月日：平成28年6月6日）及び承認明細書	部分公開	第7条第4号	法人の印影	
94	10/11	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） 平成29年9月20日～平成29年10月11日届出分	開発指導課	10/20	平成29年9月20日～平成29年10月11日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計16件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名及び住所 ・法人の印影	
95	10/12	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付日：平成29年9月のもの	建築住宅課	10/26	建設リサイクル法解体届出等台帳 （受付年月：平成29年9月）	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。） ・個人の電話番号	
96	10/16	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成29年8月1日～平成29年10月12日	建築住宅課	10/30	建設リサイクル法解体届出等台帳 （受付年月日：平成29年8月1日～10月12日）	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。） ・個人の電話番号	
97	10/17	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成29年9月22日～10月17日まで	建築住宅課	10/30	建設リサイクル法解体届出等台帳 （受付年月日：平成29年9月22日～10月17日）	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。） ・個人の電話番号	
98	10/17	開発に関し、開発指導課が保有する文書（場所特定）	開発指導課	10/31	・建築事前協議申請書（平成6年6月7日受付 H-007号） ・既存宅地確認申請について（平成6年7月1日受付 第67号） ・都市計画法の許可等に係る事前相談書（平成27年3月3日受付 第248号） ・事前協議取下届（平成28年7月19日受付 第27号） ・開発行為等事前協議書（平成28年9月13日受付 H-28号） ・道路用地帰属申込書（平成28年11月25日受付 H-9号）	部分公開	第7条第1号第2号第4号	・法人の担当者名（市職員を除く） ・個人の電話番号 ・個人のメールアドレス ・印鑑登録証明書 ・住民票 ・固定資産税課税台帳登録証明書 ・家族の権利に関する情報 ・車のナンバープレート ・個人の容姿 ・登記完了証 ・事前協議取下届の取り下げ理由 ・個人の印影（市職員のもの、登記簿に記載されているものを除く） ・法人の印影（行政機関のもの、登記簿に記載されているものを除く） ・間取り図	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
99	10/24	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地及び建物不動産登記簿謄本</li> <li>・上記土地3筆の公図写し</li> <li>・管理運営業務委託の業務委託契約書</li> <li>・運營業務委託の業務委託契約書</li> <li>・法人（特定）の収支計算書（法人、場所等特定）</li> </ul>	観光課	11/7	収支計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで） （法人特定）	公開			
				12/5	業務委託契約書（日付等特定）	部分公開	第7条第2号第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務委託料</li> <li>・代表理事の印影</li> </ul>	
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地及び建物不動産登記簿謄本</li> <li>・公図写し（場所特定）</li> </ul>	非公開	その他	非公開理由：対象文書は、法務局において取得が可能であって、当該内容について容易に知り得るものであることから、本条例の適用の対象外であるため。	
100	10/24	越谷市民プールの事業計画書、過去2年間の事業報告書（収支報告含む）	スポーツ振興課	11/7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・越谷市民プール指定管理者指定申請書のうち、「越谷市民プール指定管理者事業計画書」及び「指定予定期間内の年度ごと及び全体の収支計画」</li> <li>・越谷市民プール事業計画書の提出について（平成29年3月10日受領）</li> <li>・指定管理者事業報告書（平成29年5月31日受領）</li> <li>・指定管理者事業報告書（平成28年5月31日受領）</li> </ul>	部分公開	第7条第1号第2号第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・担当者の氏名、メールアドレス</li> <li>・人件費の内訳部分</li> <li>・自主事業による収入及び経費の内訳部分</li> <li>・自主事業の収支計画算定の考え方</li> <li>・団体の代表者の印影</li> </ul>	
101	10/26	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限り（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）平成29年10月12日～平成29年10月26日届出分	開発指導課	11/6	平成29年10月12日～平成29年10月26日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計12件	部分公開	第7条第1号第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の電話番号</li> <li>・届出者の担当の氏名</li> <li>・法人の印影</li> </ul>	
102	10/30	越谷市公共下水道施設長寿命化実施設計業務委託の金入り設計書、図面、数量計算書、特記仕様書	下水道課	11/13	平成29年度 越谷市公共下水道施設長寿命化実施設計業務委託	公開			
103	10/30	道路詳細設計業務委託の金入り設計書、図面、数量計算書、特記仕様書（場所特定）	道路建設課	11/13	平成29年度 道路詳細設計業務委託設計書（場所特定）	公開			
104	10/30	公共下水道築造工事に伴う設計業務委託28-1の金入り設計書、図面、数量計算書、特記仕様書（場所特定）	治水課	11/13	平成28年度 公共下水道築造工事に伴う設計業務委託28-1設計書（場所特定）	公開			
105	10/30	公共下水道築造工事に伴う設計業務委託の金入り設計書、図面、数量計算書、特記仕様書（場所特定）	治水課	11/13	平成29年度 公共下水道築造工事に伴う設計業務委託設計書（場所特定）	公開			
106	11/6	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付日：平成29年10月のもの	建築住宅課	11/17	建設リサイクル法解体届出等 台帳 （受付年月：平成29年10月）	部分公開	第7条第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）</li> <li>・個人の電話番号</li> </ul>	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
107	11/6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年10月1日～平成29年10月31日届出分	開発指導課	11/20	平成29年10月1日～平成29年10月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計73件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・特定の個人の土地所有に関する情報 ・個人の印影 ・法人の印影	
108	11/6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年10月1日～平成29年10月31日届出分	開発指導課	11/20	平成29年10月1日～平成29年10月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計73件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・特定の個人の土地所有に関する情報 ・個人の印影 ・法人の印影	
109	11/8	産業系土地利用事業化検討調査に関する下記の資料 ・平成28年3月の市の検討していた区域から、説明会で示された調査区域へと変更となった話し合い議事録、出席者に関するすべてのもの ・土地区画整理組合の候補予定者名 ・土地区画整理組合設立の準備情報もしくは予定 ・農政課、農業委員会との話し合い等状況のわかるもの ・企業局との会議録（始めから現在まで） （日付特定）	都市計画課	11/22	産業系土地利用事業化検討調査に関する関係機関協議リスト及び関係機関ヒアリングシート（農業振興課及び農業委員会事務局分）	公開			
					・説明会で示した調査区域に変更となったことに関する会議録 ・産業系土地利用事業化検討調査に関する埼玉県企業局との会議録 （日付特定）	部分公開	第7条第1号第5号	・特定の個人に関する記述 ・埼玉県との共通作成議事録 ・本市及び他市の事例に関する記録のうち、未確定な部分 ・今後のスケジュール及び予定支出額 ・担当者の主観	
				産業系土地利用事業化検討調査に関する次の文書 ・土地区画整理組合の候補予定者名 ・土地区画整理組合設立の準備情報及び予定	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。		
110	11/9	・説明会の記録と全出席者の名簿 ・上記説明会後の対策会議録とその対処に関する記録と指示書 ・平成29年5月15日付で荻島地区における埼玉県企業局による可能性調査に関する入札の公示内容とその文書等に関するもの ・産業系土地利用事業化の検討調査の中で荻島地区の組合施行による業務代行方式の土地区画整理事業の内容 ・都市緑地法の範囲 （日付特定）	都市計画課	11/24	・埼玉県企業局建設工事に係る業務委託一般競争入札（事後審査型）公告に関する文書（平成29年5月15日） ・産業系土地利用事業化の検討調査の中で荻島地区の組合施行による業務代行方式の土地区画整理事業の内容に関する文書	公開			

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・地元説明会における質疑応答及び受付簿</li> <li>・地元説明会における質疑応答及び受付簿</li> <li>・埼玉県企業局地域整備課との会議録</li> <li>・土地利用に関する説明会開催報告及びアンケート調査の実施等について（伺い）（平成29年6月14日決裁）</li> <li>・市長等との会議録（日付等特定）</li> </ul>	部分公開	第7条第1号第2号第5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の氏名、性別、年齢、生年月日、住所及び電話番号</li> <li>・特定の個人を識別され得る記載</li> <li>・質問内容のうち、資産内容等に関する記載</li> <li>・本市及び他市の事例に関する記録のうち、未確定な部分</li> <li>・今後のスケジュール</li> <li>・担当者の主観</li> </ul>	
			公園緑地課	11/24	都市緑地法の範囲	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
111	11/13	H28年11月11日庁舎管理課発注の片袖机、脇机に関する起案書から支出命令書までの一連の関係書類、とりわけ積算基礎となったカタログの写しも含む	庁舎管理課	3/12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算執行伺書（伝票番号0033933-000 決裁日：平成28年9月30日）</li> <li>・入札記録書（契約番号4283002388 実施日：平成28年11月11日）</li> <li>・支出負担行為書（伝票番号0033933-000 決裁日：平成28年11月14日）</li> <li>・支出命令書（伝票番号0033933-000 決裁日：平成29年2月14日）</li> </ul>	部分公開	第7条第2号第4号第6号オ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の口座情報</li> <li>・法人の印影</li> <li>・入札記録書のうち、予定価格</li> </ul>	
112	11/17	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）平成29年10月27日～平成29年11月14日届出分	開発指導課	11/30	平成29年10月27日～平成29年11月14日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計14件	部分公開	第7条第1号第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の電話番号</li> <li>・届出者の担当の氏名</li> <li>・個人の印影</li> <li>・法人の印影</li> </ul>	
113	11/22	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成29年10月18日～11月22日まで	建築住宅課	12/4	建設リサイクル法解体届出等 台帳 （受付年月日：平成29年10月18日～11月22日）	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）	
114	11/22	平成29年度越谷市が法人（特定）に対して決定した交付額の金額	観光課	12/5	補助金交付決定通知書（平成29年4月24日付越観第8号）の写し （法人特定）	公開			
115	11/24	工事案件の金入り設計書、見積単価、見積歩掛採用の場合の採用根拠書（10件）	農業振興課	12/8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備事業かんがい排水整備工事設計書（29-1）</li> <li>・平成29年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備事業かんがい排水整備工事設計書（29-2）</li> <li>・平成29年度 かんがい排水整備工事設計書（29-4）</li> </ul>	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者が分かる部分	
			道路建設課	12/8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成29年度 道路舗装工事設計書（市道80082号線）</li> <li>・平成29年度 道路舗装工事設計書（市道50350号線）</li> </ul>	公開			
			市街地整備課	12/8	平成29年度 街路築造工事設計書（区6-109号線外1路線）	公開			

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
					・平成29年度 街路築造工事設計書(区6-118号線) ・平成29年度 街路築造工事設計書(健康福祉村大袋線) その2 ・平成29年度 街路築造工事設計書(健康福祉村大袋線) その3	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者が分かる部分	
			公園緑地課	12/8	平成29年度 しらこぼと運動公園競技場改修工事設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者が分かる部分	
116	11/24	緑化施設整備計画届出書 緑化施設整備計画確認書 平成22年11月5日(受付22-107)	公園緑地課	12/6	緑化施設整備計画届出書(日付等特定)	部分公開	第7条第1号第2号第4号	・個人の印影(市職員の印影を除く) ・設計者に関する記録	
117	11/30	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係) ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る(申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く) 平成29年11月15日～平成29年11月30日届出分	開発指導課	12/7	平成29年11月15日～平成29年11月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く) (※別紙がある場合は別紙を含む) 計12件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・届出者の氏名及び住所のうち、公開されていないもの ・個人の印影	
118	12/4	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係) ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年11月1日～平成29年11月30日届出分	開発指導課	12/12	平成29年11月1日～平成29年11月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 (※別紙がある場合は別紙を含む) 計76件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・届出者の住所及び氏名のうち、公開されていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	
119	12/6	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係) ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年11月1日～平成29年11月30日届出分	開発指導課	12/12	平成29年11月1日～平成29年11月30日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 (※別紙がある場合は別紙を含む) 計76件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・届出者の住所及び氏名のうち、公開されていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	
120	12/6	H28年11月11日庁舎管理課発注の片袖机、脇机に関する入札指名の写し、入札見積書の写し、庁内使用の財務マニュアルの写し、及び越谷市学校財務要領の写し	契約課	12/20	・入札指名について(通知) ・随意契約事務の指針(平成29年12月一部改正) ・物品購入等指名競争入札の執行手順(平成29年1月一部改正) (日付等特定)	公開			
					入札書(日付等特定)	部分公開	第7条第4号	法人の印影	
121	12/8	・開発事前協議協力要請願 ・越谷市開発指導要綱に基づく協議書(日付等特定)	開発指導課	12/22	越谷市開発指導要綱に基づく協議書(日付等特定)	部分公開	第7条第4号	・個人の印影(市職員及び地積測量図の印影を除く) ・法人の印影(行政機関の印影を除く)	
122	12/11	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付日:平成29年11月のもの	建築住宅課	12/21	建設リサイクル法解体届出等台帳(受付年月:平成29年11月)	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所(法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。)	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考	
123	12/11	公共施設整備等協定書一式 (日付等特定)	開発指導課	12/21	公共施設整備等協定書 (日付等特定)	部分公開	第7条第1号第4号	・担当者の氏名及び建築士の登録番号(市の職員の氏名は除く) ・個人の印影(市の職員の印影を除く) ・法人の印影(行政機関の印影を除く) ・間取りの部分		
124	12/12	工事案件の金入り設計書、見積単価、見積歩掛採用の場合の採用根拠書(24件)	農業振興課	12/26	平成29年度 かんがい排水整備工事(29-5)設計書	公開				
					・平成29年度 東埼玉資源環境組合周辺環境整備事業かんがい排水整備工事(29-3)設計書 ・平成29年度 農道整備工事(29-2)設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者が分かる部分		
			道路建設課	12/26	・平成29年度 道路舗装工事(市道2231号線)設計書 ・平成29年度 通学路改良工事(市道70320号線)設計書	公開				
					・平成29年度 道路補修工事(市道90139号線外1路線)設計書 ・平成29年度 通学路改良工事(市道2210号線)設計書 ・平成29年度 橋梁補修工事(三野宮橋・流通橋)設計書 ・平成29年度 道路補修工事(市道90249号線)設計書 ・平成29年度 道路改良工事(市道80419号線)設計書 ・平成29年度 道路補修工事(市道70127号線)設計書 ・平成29年度 道路改良工事(市道10328号線)設計書 ・平成29年度 橋梁補修工事(1510橋外7橋)設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者が分かる部分		
				12/26	平成29年度 耐震性貯水槽新設工事(大杉第二公園)設計書	部分公開	第7条第2号第6号イ	・見積りを行った事業者の名称 ・「建築・電気・機械設備工事積算単価の採用及び補正」記載の単価及び補正率並びに当該数値が分かる部分		
				市街地整備課	12/26	・平成29年度 街路築造工事(越谷駅前線)補修工設計書 ・平成29年度 街路築造工事(東越谷南通り線)補修工設計書	公開			
					・平成29年度 街路築造工事(区16-1号線)その3 ・平成29年度 街路築造工事(区6-90号線) ・平成29年度 街路築造工事(大竹中央通り線) ・平成29年度 街路築造工事(区6-2号線) ・平成29年度 街路築造工事(大袋駅西口線) ・平成29年度 街路築造工事(大袋駅西口線)その2	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者が分かる部分		



表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
			公園緑地課	12/26	・平成29年度 体育施設補修工事（大杉公園野球場防球ネット）設計書 ・平成29年度 体育施設補修工事（市民球場グラウンド）設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者が分かる部分	
125	12/6	越谷市学校財務要領の写し	学校管理課	12/20	越谷市学校財務事務取扱要領（平成23年12月1日施行）	公開			
126	12/14	事業（特定）を行った経緯の議事録	観光課	12/28	越谷市と法人（特定）が行っている事業（特定）を行った経緯の議事録	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
127	12/14	H28予算で補助金を交付した団体及び交付金額	財政課	12/28	平成28年度補助金等一覧	公開			
128	12/14	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成29年11月23日～12月14日まで	建築住宅課	12/25	建設リサイクル法解体届出等 台帳 （受付年月日：平成29年10月18日～11月22日）	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。） ・個人の電話番号	
129	12/18	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） 平成29年12月1日～平成29年12月18日届出分	開発指導課	12/22	平成29年12月1日～平成29年12月18日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計7件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	
130	12/22	・地元説明会における市長の説明文（記録してあるもの） ・説明会における調査域とそれ以前の調査域が変わった時又は決定した時の会議録又は変わったことがわかる文書 （日付等特定）	都市計画課	1/5	産業系土地利用に関する市長・副市長等との打合せ記録及び当該打合せで使用した対象区域図 （日付特定）	公開			
					埼玉県企業局による可能性調査に関する地元説明会の開催について（伺い）（平成29年5月24日決裁）	部分公開	第7条第5号第6号オ	・事業スケジュール案 ・調査対象区域内地権者一覧	
					土地利用に関する説明会での市長の説明文（記録してあるもの） （日付等特定）	非公開	第7条第1号第2号第5号第8条第1項	非公開理由：対象文書は、音声情報としての電磁的記録であって、当該電磁的記録には、以下の非公開情報が含まれており、公開情報と非公開情報の分離が技術的に困難であるため。 ・個人の氏名 ・資産内容等に関する記載 ・本市及び他市の事例に関する記録のうち、未確定な部分	
131	1/5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年12月1日～平成29年12月31日届出分	開発指導課	1/16	平成29年12月1日～平成29年12月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計51件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・届出者の住所及び氏名のうち、公開されていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
132	1/9	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付日：平成29年12月のもの	建築住宅課	1/6	建設リサイクル法解体届出等 台帳 (受付年月：平成29年12月)	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。） ・個人の電話番号	
133	1/9	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成29年12月1日～平成29年12月31日届出分	開発指導課	1/16	平成29年12月1日～平成29年12月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 (※別紙がある場合は別紙を含む) 計51件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・届出者の住所及び氏名のうち、公開されていないもの ・個人の印影 ・法人の印影	
134	1/9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埼玉県田園都市づくり課との全ての協議内容</li> <li>・埼玉県環境政策課との協議内容（全て）</li> <li>・平成29年10月19日以降の埼玉県との会議録の全て</li> <li>・市長によるトップセールスの内容と、その日の公用車の運転記録と運転手名（場所等特定）</li> </ul>	庁舎管理課	1/23	自動車運行日報（市長車 車両番号：越谷310す 1515） （日付特定）	公開			
			都市計画課	1/23	<ul style="list-style-type: none"> <li>・打合せ報告（平成29年11月20日決裁）（外3件）</li> <li>・埼玉県環境政策課との打合せ報告（平成29年10月24日決裁）（外3件）</li> <li>・戦略的環境影響評価計画書の縦覧依頼に関する報告（平成29年12月19日決裁）</li> <li>・戦略的環境影響評価計画書に対する埼玉県環境影響評価技術審議会小委員会への説明等の依頼に関する報告（平成29年12月22日決裁）</li> <li>・埼玉県企業局、埼玉県環境政策課との打合せ報告（平成29年12月7日決裁）</li> <li>・埼玉県企業局との打合せ報告（平成29年12月5日報告）（外1件）</li> <li>（日付等特定）</li> </ul>	公開			

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
					<ul style="list-style-type: none"> <li>・越谷市における産業団地整備について（平成28年9月26日）</li> <li>・埼玉県田園都市づくり課、埼玉県企業局との打合せ報（平成29年2月14日報告）</li> <li>・土地利用調整研究会への資料提出について（伺い）（平成29年8月4日決裁）</li> <li>・土地利用調整研究会（県内部会議）に関する報告（平成29年9月12日決裁）</li> <li>・埼玉県企業局、埼玉県田園都市づくり課との打合せ報告（平成29年10月25日決裁）</li> <li>・埼玉県企業局、埼玉県環境政策課との打合せ報告（平成29年10月4日決裁）</li> <li>・戦略的環境影響評価計画書の作成及び埼玉県知事への送付について（伺い）（平成29年11月30日決裁）（日付等特定）</li> </ul>	部分公開	第7条第5号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市及び他市の事例に関する記録のうち、未確定な部分</li> <li>・事業スケジュール案</li> <li>・今後のスケジュール</li> <li>・埼玉県の関係課意見</li> <li>・担当者の主観</li> </ul>	
					荻島地区産業系土地利用に関する市長によるトップセールスの内容（民間）	非公開	不存在	非公開理由：対象文書は、当初から作成、又は取得していないため存在しない。	
135	1/10	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成29年12月15日～30年1月10日まで	建築住宅課	1/18	建設リサイクル法解体届出等台帳 （受付年月日：平成29年12月15日～平成30年1月10日）	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）	
136	1/12	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係） ただし、近隣住民への周知が必要なものに限り（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） 平成29年12月19日～平成30年1月12日届出分	開発指導課	1/19	平成29年12月19日～平成30年1月12日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計13件	部分公開	第7条第1号第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の電話番号</li> <li>・届出者の担当の氏名</li> <li>・個人の印影</li> </ul>	
137	1/17	国有農地等転用借受申込書一式 （場所特定）	農業委員会事務局	1/31	国有農地等転用借受申込書（日付等特定）	部分公開	第7条第1号第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地所有者の親族に関する情報</li> <li>・戸籍謄本</li> <li>・印鑑登録証明書</li> <li>・転用に伴い耕作者に支払うべき給付</li> <li>・土地の価格及び賃貸価格に関する情報</li> <li>・近傍類似宅地の採用欄</li> <li>・個人の印影（公証人の印影は除く）</li> <li>・土地家屋調査士の印影</li> <li>・氏名が公開されていない個人の印影</li> </ul>	
138	1/22	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成29年10月～12月まで	建築住宅課	1/30	建設リサイクル法解体届出等台帳 （受付年月日：平成29年10月分、11月分、12月分）	部分公開	第7条第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）</li> <li>・個人の電話番号</li> </ul>	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
139	1/25	浄化槽設置届出書 (日付等特定)	環境政策課	2/8	浄化槽設置届出書 (日付等特定)	部分公開	第7条第2号第4号	・浄化槽の種類 ・設置している浄化槽の製造会社がわかる記載 ・型式適合認定書別添仕様書及び図面 ・法人の印影(行政機関の印影を除く) ・理事長の印影 ・排水配管図 ・トレーラーハウスの間取図	
140	1/31	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係) ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る(申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く) 平成30年1月13日～平成30年1月31日届出分	開発指導課	2/9	平成30年1月13日～平成30年1月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分(申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く) (※別紙がある場合は別紙を含む) 計12件	部分公開	第7条第1号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名	
141	2/5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係) ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成30年1月1日～平成30年1月31日届出分	開発指導課	2/14	平成30年1月1日～平成30年1月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 (※別紙がある場合は別紙を含む) 計37件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	
142	2/5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届(第1号様式第4条関係) ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成30年1月1日～平成30年1月31日届出分	開発指導課	2/14	平成30年1月1日～平成30年1月31日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 (※別紙がある場合は別紙を含む) 計37件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	
143	2/6	工事案件の金入り設計書、見積単価、見積歩掛採用の場合の採用根拠書(10件)	農業振興課	2/20	平成29年度 かんがい排水整備工事(29-7)設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者が分かる部分	
			道路総務課	2/20	平成29年度 道路照明灯設置工事(市道9903号線)設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者が分かる部分	
			営繕課	2/20	・平成29年度 児童館コスモス臨時駐車場フェンス等修繕設計書 ・平成29年度 大相模中学校多目的トイレ整備工事設計書 ・平成29年度 緑の森公園越谷市弓道場遠的改修工事設計書 ・平成29年度 老人福祉センターくすのき荘第2研修室系統空調機改修工事設計書 ・平成29年度 避難場所誘導板設置工事(中央中学校、出羽公園)設計書	部分公開	第7条第2号第6号イ	・見積りを行った事業者の名称 ・「建築・電気・機械設備工事積算単価の採用及び補正」記載の単価及び補正率並びに当該数値が分かる部分	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
					平成29年度 防火水槽解体工事 (増森) 設計書	非公開	第7条第6号イ	非公開理由：対象文書に係る解体工事は、入札不調により未執行であって、本設計書を公開すると、今後、解体工事を執行する際に、公開された積算方法を用いて見積書を提出するなど、積算能力が不十分な業者との契約を未然に防ぐことが困難となり、入札及び契約事務の公正かつ適正な遂行に著しい支障を生じるおそれがあると認められるため。	
			市街地整備課	2/20	平成29年度 街路築造工事 (区12-7) 設計書	公開			
			公園緑地課	2/20	平成29年度 公園施設補修工事 (越谷梅林公園補植) 設計書	部分公開	第7条第2号	見積りを行った事業者が分かる部分	
144	2/7	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付日：平成30年1月のもの	建築住宅課	2/20	建設リサイクル法解体届出等 台帳 (受付年月：平成30年1月)	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所 (法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。)	
145	2/8	越谷市まちの整備に関する条例に規定する開発行為等計画届及び近隣説明等報告書	開発指導課	2/22	開発行為等計画届のうち、届出書の部分 (日付等特定)	公開			
					公共施設整備等協定書のうち、近隣説明等報告書の部分 (場所等特定)	部分公開	第7条第1号第4号	・担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・近隣説明等報告書のうち、番号、住民の住所・氏名、使用用途区分及び説明場所の欄 ・議事録のうち、個人の氏 (市の職員を除く)、個人の棟・部屋番号 ・説明会来場者名簿 ・間取りが記録されている平面図 ・法人の印影	
146	2/9	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成30年1月11日～30年2月9日まで	建築住宅課	2/22	建設リサイクル法解体届出等 台帳 (受付年月日：平成30年1月11日～2月9日)	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所 (法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。)	
147	2/9	適合証明に添付された建物の配置、平面、立面図 (平成29年度申請分) (場所特定)	開発指導課	2/22	適合証明申請のうち、配置図、平面図及び立面図 (場所等特定)	部分公開	第7条第1号第4号	・担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・建物の平面図	
148	2/15	橋梁補修工事の本工事内訳書、諸経費計算書、内訳書、代価表、一位代価表、積算根拠書 (場所特定)	道路建設課	3/1	平成29年度 橋梁補修工事設計書 (場所特定)	公開			
149	2/22	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成29年11月1日～平成30年2月20日	建築住宅課	3/5	建設リサイクル法解体届出等 台帳 (受付年月日：平成29年11月1日～平成30年2月20日)	部分公開	第7条第1号	・個人の氏名及び住所 (法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。) ・個人の電話番号	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
150	2/28	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） 平成30年2月1日～平成30年2月28日届出分	開発指導課	3/12	平成30年2月1日～平成30年2月28日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計17件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名 ・個人の印影 ・法人の印影	
151	3/1	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）。ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成30年2月1日～平成30年2月28日届出分	開発指導課	3/12	平成30年2月1日～平成30年2月28日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計56件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名及び住所 ・個人の印影 ・法人の印影	
152	3/5	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付日：平成30年2月のもの	建築住宅課	3/9	建設リサイクル法解体届出等 台帳 （受付年月：平成30年2月）	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）	
153	3/5	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る 平成30年2月1日～平成30年2月28日届出分	開発指導課	3/12	平成30年2月1日～平成30年2月28日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分 （※別紙がある場合は別紙を含む） 計56件	部分公開	第7条第1号第4号	・個人の電話番号 ・届出者の担当の氏名及び住所 ・個人の印影 ・法人の印影	
154	3/8	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成30年2月9日～3月8日まで	建築住宅課	3/16	建設リサイクル法解体届出等 台帳 （受付年月日：平成30年2月9日～3月8日）	部分公開	第7条第1号	個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）	
155	3/12	・第61号様式による申請書と日陰図 ・認定変更に係る事前相談に関する書面（場所特定）	建築住宅課	3/26	・建築基準法第86条の2第1項の規程に関する認定申請書、時刻別日影図及び等時間日影図 ・建築基準法令等に関する質疑書（場所等特定）	部分公開	第7条第1号第2号第4号	・担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・個人の印影（市の職員の印影を除く） ・法人の印影	
156	3/26	農地法5条申請に関する一切の書類（場所等特定）	農業委員会事務局	4/5	農地法第5条第1項の許可申請に関する書類一式（場所特定）	部分公開	第7条第2号第4号	・転用理由書 ・さいたま地方裁判所越谷支部通知書 ・定款 ・資金調達計画書 ・建築物等見積書 ・残高証明書 ・所有する自動車、重機車両、資材等に関する記載内容 ・自動車検査証 ・契約関係書類 ・是正方法、是正期限及び年間工程表 ・課税資料 ・決算報告書 ・勘定科目内訳書 ・法人の印影（行政機関の印影を除く）	

表6 情報公開請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象公文書	決定の内容	非公開の理由	非公開部分	備考
157	3/27	越谷市まちの整備に関する条例のうち、事業者が届け出る開発行為等計画届（第1号様式第4条関係）ただし、近隣住民への周知が必要なものに限る（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く）平成30年3月1日～平成30年3月27日届出分	開発指導課	4/6	平成30年3月1日～平成30年3月27日届出分 開発行為等計画届綴りのうち、近隣住民等への周知が必要なものの届出書の表紙部分（申請の目的が専用住宅、10戸未満の宅地分譲、資料置場及び駐車場を除く） （※別紙がある場合は別紙を含む） 計19件	部分公開	第7条第1号第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の電話番号</li> <li>・届出者の担当の氏名</li> <li>・個人の印影</li> <li>・法人の印影</li> </ul>	
158	3/29	都市計画課の運行日報（日付特定）	都市計画課	4/12	自動車運行日報（車両番号：越谷400さ 1378） （日付特定）	公開			
159	3/29	建設リサイクル法解体届出等台帳 受付期間：平成30年3月9日～3月29日まで	建築住宅課	4/12	建設リサイクル法解体届出等台帳 （受付年月日：平成30年3月9日～3月29日）	部分公開	第7条第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の氏名及び住所（法人の代表者等、技術管理者及び主任技術者の氏名は除く。）</li> <li>・個人の電話番号</li> </ul>	

### 第3 個人情報保護制度の実施状況

#### 1 個人情報取扱事務の状況

実施機関が、個人情報を取り扱う事務を新たに開始したり、変更や廃止をしようとする場合は、越谷市個人情報保護条例に基づいて、収集する個人情報の取扱事務の名称や目的、対象者の範囲や記録の項目などを記載した個人情報取扱事務開始届出書等をあらかじめ市長に届け出なければなりません。

この個人情報取扱事務開始届出書等は、情報公開センターで閲覧することができます。

平成29年度末の届出件数は1,636件となっています。実施機関別及び課別の個人情報取扱事務の届出状況については、表7のとおりです。

#### 2 保有個人情報の目的外利用等の状況

実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超える保有個人情報の利用（目的外利用）や、実施機関以外の者への保有個人情報の提供（外部提供）が原則禁止されています。

しかし、すべての個人情報取扱事務にこの原則を適用すると、同じ情報を事務ごとに何度も本人から収集することとなり、本人にとって負担となったり、あるいは事務処理上非効率であったりします。そこで、一定の要件と手続きのもとで目的外利用や外部提供を認めて、市民の利便性の向上と事務の円滑化を図っています。

平成29年度末時点の目的外利用は926件で、外部提供は767件となっています。実施機関別及び課別の保有個人情報の目的外利用及び外部提供の状況については、表7のとおりです。

※ 外部提供については、平成28年度分から、事務ごとではなく、外部提供先ごとに集計しております。



表7 個人情報取扱事務の届出、目的外利用等の状況

(平成30年3月31日現在)

実施機関及び課	開始届出件数	目的外利用件数	外部提供件数
<b>市長</b>	<b>1,231</b>	<b>819</b>	<b>637</b>
秘書課	7	4	3
政策課	16	15	5
公共施設マネジメント推進課	10	4	2
広報広聴課	20	6	10
人権・男女共同参画推進課	17	0	8
財政課	6	0	0
行政管理課	6	2	1
情報推進課	1	1	0
市民税課	9	21	47
資産税課	10	18	6
収納課	8	13	14
法務課	5	0	4
総務課	12	0	10
人事課	17	2	12
安全衛生管理課	14	4	6
契約課	11	1	2
工事検査課	3	0	3
庁舎管理課	13	1	1
市民活動支援課	29	1	8
危機管理課	19	8	5
くらし安心課	29	4	14
市民課	31	18	20
北部出張所	0	0	0
南部出張所	0	0	0
福祉推進課	34	15	15
福祉指導監査課	1	0	0
生活福祉課	14	64	60
障害福祉課	59	62	47
地域包括ケア推進課	18	20	10
介護保険課	23	27	19
子育て支援課	65	147	40
子ども育成課	26	30	15
青少年課	29	6	5
地域医療課	16	5	8
市民健康課	31	25	16
国民健康保険課	50	45	56
保健総務課	29	17	4
生活衛生課	50	1	7
衛生検査課	0	0	0
環境政策課	35	18	18
リサイクルプラザ	26	6	7

実施機関及び課	開始届出件数	目的外利用件数	外部提供件数
産業廃棄物指導課	17	1	0
産業支援課	22	8	9
観光課	12	0	0
農業振興課	42	26	4
道路総務課	12	6	0
道路建設課	25	31	8
治水課	10	8	2
下水道課	14	8	5
営繕課	2	5	0
維持管理課	3	0	0
都市計画課	30	57	17
市街地整備課	21	12	13
公園緑地課	13	5	1
開発指導課	6	6	2
建築住宅課	38	18	12
市立病院庶務課	62	3	17
市立病院医事課	43	4	26
出納課	6	0	0
消防本部総務課	9	3	3
消防本部予防課	21	4	4
消防本部警防課	8	0	0
消防本部救急課	3	0	0
消防本部指令課	6	2	1
消防署本署	7	1	5
<b>議会</b>	<b>21</b>	<b>0</b>	<b>9</b>
<b>教育委員会</b>	<b>253</b>	<b>63</b>	<b>72</b>
教育総務課	11	23	7
生涯学習課	96	11	31
スポーツ振興課	26	0	12
図書館	25	0	0
学校管理課	11	1	1
学務課	45	21	14
指導課	19	2	5
給食課	5	2	0
教育センター	15	3	2
<b>選挙管理委員会</b>	<b>25</b>	<b>7</b>	<b>10</b>
<b>監査委員</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>2</b>
<b>公平委員会</b>	<b>4</b>	<b>2</b>	<b>1</b>
<b>農業委員会</b>	<b>36</b>	<b>17</b>	<b>13</b>
<b>固定資産評価審査委員会</b>	<b>2</b>	<b>1</b>	<b>0</b>
<b>土地開発公社</b>	<b>20</b>	<b>11</b>	<b>10</b>
<b>施設管理公社</b>	<b>41</b>	<b>5</b>	<b>13</b>
<b>合計</b>	<b>1,636</b>	<b>926</b>	<b>767</b>

### 3 保有個人情報の開示請求の件数及び処理状況

越谷市個人情報保護条例に基づく平成29年度の開示請求の件数は30件で、実施機関別の開示請求の件数及び処理状況は表8のとおりです。

開示請求の対象となった公文書数は52文書で、その内訳は表9のとおりです。なお、部分開示を含め、文書不存在による不開示を除いた開示率は100%となっています。

また、課別の処理状況は表10のとおりです。

表8 実施機関別の開示請求の件数及び処理状況

実施機関	請求件数	処理件数	処理状況							取下げ
			開示	部分開示	不開示					
						不開示	存否 不回答	不存在	その他	
市長	30	39	14	15	9	0	0	9	0	1
教育委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土地開発公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
施設管理公社	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	30	39	14	15	9	0	0	9	0	1

※1件の請求で複数の文書が対象となる場合は、1件に対し複数の決定が行われることがあるため、請求件数と処理件数は一致しません。

表9 請求のあった実施機関別の開示請求の対象となった公文書数

実施機関	処理状況			合計 公文書数
	開示決定した 公文書数	部分開示決定 した公文書数	不開示決定し た公文書数	
市長	34	18	0	52
合計公文書数	34	18	0	52

※ 文書不存在による不開示決定は除きます。

表10 課別の処理状況

課名	請求件数	処理件数	処理状況							取下げ
			開示	部分開示	不開示					
						不開示	存否 不回答	不存在	その他	
政策課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
人権・男女共同参画推進課	3	3	1	2	0	0	0	0	0	0
資産税課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
収納課	3	6	2	1	3	0	0	3	0	0
契約課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
市民課	9	9	1	2	6	0	0	6	0	0
介護保険課	3	5	2	3	0	0	0	0	0	0
市民健康課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
リサイクルプラザ	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
産業支援課	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
都市計画課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0

表 1 0 課別の処理状況

課名	請求 件数	処理 件数	処理状況							取 下げ
			開示	部分 開示	不 開示					
						不開示	存否 不回答	不存在	その他	
開発指導課	2	3	1	2	0	0	0	0	0	0
建築住宅課	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
市立病院庶務課	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
消防本署	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
間久里分署	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
大相模分署	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0
合計	33	39	14	15	9	0	0	9	0	1

※1件の請求で複数の課が対象となる場合は、1件に対し複数の課による決定が行われることがあるため、実施機関別の請求件数（表8）と課別の請求件数は一致しません。

#### 4 不開示決定等の理由

不開示又は部分開示の理由は、表11のとおりです。

表 1 1 不開示又は部分開示の理由

理 由	件 数
開示請求者以外の者に関する情報（第15条第1号）	12
個人の評価、相談、指導等に関する情報（第15条第2号）	0
国等との協力関係等に関する情報（第15条第3号）	0
公共の安全等に関する情報（第15条第4号）	10
審議、検討又は協議に関する情報（第15条第5号）	0
事務又は事業に関する情報（第15条第6号）	4
法令秘情報（第15条第7号）	0
存否不回答（第18条）	0
文書不存在	9
合 計	35

※1件の決定に、複数の不開示理由が含まれているものがあるため、理由の件数は処理件数と一致しません。

※存否不回答：保有個人情報の存在の有無を答えるだけで、不開示情報を開示することとなる場合は、その保有個人情報の存否を明らかにしないで、開示請求を拒否することができます。

#### 5 開示請求の個別の処理状況

開示請求の個別の処理状況は表12のとおりです。

#### 6 保有個人情報の訂正等請求の件数及び処理状況

平成29年度は、保有個人情報の訂正等の請求はありませんでした。

表 1 2 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の内容	不開示の理由	不開示部分	備考
1	4/13	訪問面接記録票	市民健康課	4/26	訪問・面接記録表	部分開示	第15条第1号第6号オ	・開示請求者以外の者に関する記録（ただし、開示請求者が把握している内容を除く） ・相談員等の所見、評価等の部分（ただし、開示請求者が把握している内容を除く）	
2	4/14	施設内での事故に関する報告書一式 （場所等特定）	介護保険課	4/28	事故報告書 （場所等特定）	開示			
					経過・改善報告書 （日付等特定）	部分開示	第15条第1号第4号	・開示請求者以外の者に関する情報（ただし、事故に関する情報を除く） ・法人の印影	
3	4/24	相談の記録	人権・男女共同参画推進課	5/8	相談記録簿 （日付特定）	部分開示	第15条第1号第6号オ	相談員等の所見、評価等の部分（ただし、開示請求者が把握している内容を除く）	
4	6/14	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書（請求書が現存するもの）（本人と家族の請求分も含む）	市民課	6/27	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書（請求書が現存するもの）（本人と家族が請求した分も含む）	不開示	不存在	不開示理由：対象となる請求書は、現存しないため。	
5	6/28	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書	市民課	7/10	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった請求書	不開示	不存在	不開示理由：開示請求の対象となる請求書は、当該請求書を保存すべき期間内において、取得していないため存在しない。	
6	7/18	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票	市民課	7/27	住民票の写し等の請求書 （日付特定）	開示			
7	9/20	印鑑登録証明書交付申請書	市民課	10/3	印鑑登録証明書交付申請書及び交付履歴	不開示	不存在	不開示理由：対象となる公文書は、存在しないため。	
8	9/26	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書	市民課	10/10	住民票（除票）の写し・戸籍附票等交付申請書 （日付特定）	部分開示	第15条第1号第4号	・担当者の氏名及び住所 ・社員証と運転免許証の写し ・担当者の印影 ・法人の印影	
9	10/23	越谷市資源回収実績報告書 （団体名等特定）	リサイクルプラザ		※取下げ（11/2）				情報提供で対応
10	10/25	電話にて越谷市立病院に問い合わせた際の録音データ （日付等特定）	市立病院庶務課	11/8	救急外来電話録音データ （日付等特定）	開示			
11	10/30	住民票、印鑑証明、戸籍の履歴 （日付特定）	市民課	11/13	住民票、印鑑証明、戸籍の履歴 （日付特定）	不開示	不存在	不開示理由：対象となる公文書は、存在しないため。	
12	11/6	印鑑登録証明書の発行履歴 （現在の印鑑のもの）	市民課	11/17	印鑑登録証明書の発行履歴 （日付等特定）	不開示	不存在	不開示理由：対象となる公文書は、存在しないため。	
13	11/8	産業系土地利用事業化検討調査における開示請求者に関する個人情報のすべて	産業支援課	11/22	産業系土地利用事業化検討調査における地権者順調書、名寄簿及び登記簿・住民票情報リスト	開示			
14	11/24	・開発行為等計画届 ・開発行為等事前協議書 （日付等特定）	開発指導課	12/7	開発行為等計画届 （日付等特定）	開示			

表 1 2 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の内容	不開示の理由	不開示部分	備考
					開発行為等事前協議書 (日付等特定)	部分開示	第15条第1号第4号	・担当者名(市の職員を除く) ・個人の電話番号(請求者本人の電話番号を除く) ・車両のナンバープレート ・個人の印影(請求者本人及び市の職員の印影を除く)	
15	11/27	平成13年度の税金(土地)の支払い額	資産税課	12/4	平成13年度分の固定資産税・都市計画税の税額	開示			
16	11/28	越谷市勤労者住宅資金貸付資格申請書と添付書類一式	建築住宅課	12/12	・越谷市勤労者住宅資金貸付審査結果報告書の受理について(報告)(平成25年8月13日決裁) ・平成25年度越谷市勤労者住宅資金貸付(第1次)の申請に係る貸付資格の認定について(伺い)(平成25年6月24日決裁)	部分開示	第15条第4号	・個人の印影(請求者本人及び市の職員の印影を除く) ・法人の印影	
17	11/30	要介護認定の履歴	介護保険課	12/7	・要介護認定履歴 ・認定調査票(2件)(日付特定)	開示			
					主治医意見書(2件)(日付特定)	部分開示	第15条第4号	主治医の自署	
18	12/4	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書(現存するものすべて)	市民課	12/14	戸籍証明書等の請求書(日付特定)	部分開示	第15条第1号第4号	・戸籍証明書等の請求書のうち、請求者の住所及び生年月日 ・戸籍謄本のうち、開示請求者以外の人物(特定)に関する情報(本籍、氏名、転籍、婚姻及び配偶者の死亡の項目は除く) ・個人の印影	
19	12/22	平成29年度の公園緑地課以外の情報公開請求及び保有個人情報開示請求に関する決定の起案文表紙のみ	政策課	12/27	・情報公開請求に係る決定について(伺い)(平成29年6月20日決裁)のうち、起案表紙 ・情報公開請求に係る決定について(伺い)(平成29年8月1日決裁)のうち、起案表紙	開示			
			契約課	12/26	情報公開請求に係る決定について(伺い)(平成29年7月11日決裁)のうち、起案表紙	開示			
			産業支援課	1/5	・情報公開請求に係る決定について(伺い)(平成29年8月28日決裁)のうち、起案表紙 ・保有個人情報の開示について(伺い)(平成29年11月22日決裁)のうち、起案表紙	開示			
			都市計画課	12/28	・情報公開請求に係る決定について(伺い)(平成29年8月23日決裁)のうち、起案表紙 ・情報公開請求に係る決定について(伺い)(平成29年11月22日決裁)のうち、起案表紙 ・情報公開請求に係る決定について(伺い)(平成29年11月24日決裁)のうち、起案表紙	開示			

表 1 2 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の内容	不開示の理由	不開示部分	備考
20	1/19	救急活動記録票 (日付等指定)	間久里分署	2/1	・救急活動記録票 ・救急支援活動報告書 (日付等特定)	部分開示	第15条第1号第4号	・通報者の氏名、住所、電話番号及び性別 ・救急協力者の氏名、住所、電話番号、生年月日及び勤務先 ・医師の署名	
21	1/31	相談記録簿	人権・男女共同参画推進課	2/8	・新規相談受付票 ・女性・DV相談支援センター相談記録簿 (日付指定)	開示			
22	2/1	相談記録簿	人権・男女共同参画推進課	2/15	・新規相談受付票 ・女性・DV相談支援センター相談記録簿 (日付特定)	部分開示	第15条第1号第6号オ	・相談員の氏 ・相談員等の所見、評価等の部分(ただし、開示請求者が把握している内容を除く)	
23	2/8	越谷市まちの整備に関する条例に規定する近隣説明等報告書	開発指導課	2/22	近隣説明等報告書 (日付等特定)	部分開示	第15条第1号第4号	・担当者の氏名 ・建築士の登録番号 ・近隣説明等報告書のうち、番号、住民の住所・氏名、使用用途区分及び説明場所の欄 ・請求者の部分以外の説明会来場者名簿 ・間取りが記録されている平面図 ・法人の印影	
24	2/19	・直近7年間の国民健康保険税の納付履歴 ・上記分の44桁のコード番号、消し込みデータ	収納課	3/5	平成23年度から平成29年度分の国民健康保険税の納付履歴、44桁のコード番号及び消込データ	不開示	不存在	不開示理由：対象となる保有個人情報は、当初から作成し、又は取得していないため存在しない。	
25	2/19	直近7年間の市民税、固定資産税の納付済通知書	収納課	3/5	平成23年度から平成29年度分の納付済通知書(市民税・県民税、固定資産税・都市計画税)	開示			
					平成25年度分の納付済通知書(市民税・県民税)	不開示	不存在	不開示理由：対象となる保有個人情報は、現存しない。	
26	2/26	・国民健康保険税の納付済通知書 ・直近7年以前の納付履歴 ・上記分の44桁コード、消し込みデータ	収納課	3/12	・平成19年度第5期分の領収済通知書(国民健康保険税) ・平成19年度第7期分の越谷市市税督促状兼領収済通知書(国民健康保険税) ・平成19年度第8期分の越谷市市税督促状兼領収済通知書(国民健康保険税) ・収納消込データ (日付等特定)	開示			
					・平成19年度分の国民健康保険税の納付履歴一覧 ・収納消込データ (日付等特定)	部分開示	第15条第1号第6号オ	・納付履歴一覧画面のうち、特定受注法人の技術情報に係る部分 ・収納消込データのうち、通知書番号、納付区分、分納回数、納付額及び延滞金	
					平成19年度分の国民健康保険税第6期、第9期及び第10期分の納付済通知書に係る44桁バーコード番号	不開示	不存在	不開示理由：対象となる保有個人情報は、越谷市が保存していない納付済通知書に印字されているため存在しない。	

表 1 2 保有個人情報開示請求 処理状況一覧

番号	受付日	請求の内容	所管課	決定日	対象保有個人情報	決定の内容	不開示の理由	不開示部分	備考
27	2/28	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった住民票の写し等の請求書（現存するものに限る）	市民課	3/14	越谷市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度等実施要綱に定める第三者から提出のあった請求書（現存するものに限る）	不開示	不存在	不開示理由：対象となる公文書は、存在しないため。	
28	3/2	火災事故報告書（日付等特定）	大相模分署	3/15	火災調査書類一式（日付等指定）	部分開示	第15条第1号第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教諭の住所及び生年月日</li> <li>・養護教諭の住所及び生年月日</li> <li>・医師の署名</li> </ul>	
29	3/7	火災調査書（日付等特定）	消防本署	3/20	火災調査書（日付等指定）	部分開示	第15条第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通報者の氏名と年齢</li> <li>・火災により、焼損した面積と物件（火元を除く）</li> </ul>	
30	3/7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故報告書</li> <li>・相談記録（日付等特定）</li> </ul>	介護保険課		<ul style="list-style-type: none"> <li>・事故報告書（速報版）</li> <li>・事故報告書</li> <li>・相談・苦情記録台帳（場所特定）</li> </ul>	部分開示	第15条第4号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人の印影</li> <li>・法人の印影</li> <li>・申立人氏名（当該者）（匿名希望を除く）</li> <li>・住所及び連絡先（匿名希望を除く）</li> <li>・相談及び苦情内容</li> <li>・対処内容（開示請求者へ報告している内容を除く）</li> </ul>	

## 第4 情報公開・個人情報保護審査会の運営状況

### 1 情報公開・個人情報保護審査会

審査会は、情報公開請求に対する決定及び保有個人情報の開示・訂正等の請求に対する決定について、不服があった場合の救済機関で、公平で迅速な審査を行う第三者機関として、実施機関からの諮問に応じて審査し、答申する市長の附属機関です。

諮問した実施機関は、審査会の答申を尊重して、当該審査請求についての決定をします。

審査会は、情報公開制度及び個人情報保護制度に識見を有する3人の委員で構成されています（表13）。

表13 審査会委員 (平成30年3月31日現在)

氏名	備考
会長 右崎 正博	大学名誉教授
会長職務代理者 吉村 総一	弁護士
松浦 麻里沙	弁護士

### 2 不服申立ての処理状況

平成29年度における情報公開請求に対する部分公開決定について、1件の審査請求（第16号事案）がありました。

第16号事案については、平成29年3月に実施機関から諮問がなされ、その審査は平成30年度に継続して行っています。

不服申立ての処理状況は、表14のとおりです。

表14 不服申立ての処理状況

不服申立ての内容	不服申立日	諮問日	答申日	裁決日(決定日)
	所管課	事案番号	答申内容	決定内容
入札記録書の部分公開決定に対する審査請求	30.2.13	30.3.19	30.6.25	30.7.24
	庁舎管理課	第16号	公開することが妥当	答申の判断に沿ったもの

### 3 審査会の開催状況

平成29年度は、審査会は1回開催されています。

審査会の開催状況は、表15のとおりです。

表15 審査会の開催状況

	開催日	主な内容
第1回	平成29年10月18日	・会長、会長職務代理者の選出について ・審査会の運営方法について



## 第5 情報公開・個人情報保護審議会の運営状況

### 1 情報公開・個人情報保護審議会

審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の適正で円滑な運営を図るために設置されている市長の附属機関です。

この審議会は、情報公開条例及び個人情報保護条例の規定により、審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申するとともに、実施機関から新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、市長に意見を述べる機関です。

審議会は、市民の方（公募による3人を含む）や学識経験者等からなる10人の委員で構成されています（表16）。

表16 審議会委員 (平成29年3月31日現在)

氏名	選任区分	備考
安濃和也	団体推薦	越谷青年会議所
神谷治善		越谷商工会議所
高志志津枝		越谷地区保護司会
後藤孟司	公募	
高山孝一		
橋本新		
会長 荒木真名	学識経験者	弁護士
幸田達郎		大学准教授
原直次		人権擁護委員
副会長 渡邊よしみ		学校教育関係者

### 2 審議会への意見照会の状況

審議会への意見照会の状況は、表17のとおりです。

表17 審議会への意見照会の状況

照会番号	所管課	意見照会内容	答申内容
1	くらし安心課	青色回転灯装備車にドライブレコーダーを設置するに当たり、個人情報を本人以外収集すること及び当該本人以外収集に係る本人通知を不要とすることについて	内容を適当なものとする
2	くらし安心課	青色回転灯装備車にドライブレコーダーを設置するに当たり、個人情報の目的外利用等すること及び当該目的外利用等に係る本人通知を不要とすることについて	内容を適当なものとする

※ 照会番号は「4 意見照会書及び審議会答申」の意見照会書の番号に対応しています。

### 3 審議会の開催状況

平成29年度は、審議会を2回開催しました。実施機関から、防犯等カメラ設置事務に係る映像の外部提供や新たに届け出された個人情報取扱事務開始届出書等の報告を受けるほか、個人情報保護条例の規定により審議会の意見を聴くこととされた事項（ドライブレコーダーの設置に係る意見照会）について審議しました。

審議会の開催状況は、表18のとおりです。

表 18 審議会の開催状況

	開催日	主 な 内 容
第 1 回	平成 29 年 8 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライブレコーダーの設置に係る意見照会について</li> <li>・平成 28 年度情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について</li> <li>・平成 28 年度個人情報取扱事務の各種届出について</li> <li>・平成 28 年度防犯等カメラの運用状況について</li> <li>・平成 28 年度ナンバーディスプレイ機能の運用状況について</li> <li>・改正「個人情報保護法」の全面施行について</li> </ul> ※ 照会番号の 1 から 2 について、意見照会がなされた。
第 2 回	平成 29 年 11 月 29 日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会長及び副会長の選出について</li> <li>・情報公開制度及び個人情報保護制度の概要について</li> </ul>

※ 照会番号は「4 意見照会書及び審議会答申」の意見照会書の番号に対応しています。

#### 4 意見照会書及び審議会答申

### 意見照会書 1

本人以外収集に関する意見照会書

越くらし第96号

平成29年8月16日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

次のとおり個人情報の収集を行いたいので、越谷市個人情報保護条例第6条第3項第8号第6条第4項ただし書の規定により意見を求めます。

個人情報取扱事務の名称	防犯活動の支援及び啓発等に関する事務
個人情報取扱事務の目的	青色回転灯装備車活動を充実させ、犯罪抑止力の更なる推進を図る。
個人情報の記録の対象者の範囲	市民等（不特定多数）
個人情報の収集先	ドライブレコーダー
本人以外から個人情報を収集する理由	事務の性質上、本人収集は適さないため。
本人通知を不要とする理由	記録の対象者が不特定多数であること等から、本人通知をすることが不可能であるため。
所管課	市民協働部くらし安心課
備考	

意見照会書 2

保有個人情報目的外利用等に関する意見照会書

越くらし第97号

平成29年8月16日

越谷市情報公開・個人情報保護審議会

会長 荒木真名様

越谷市長 高橋 努

次のおり個人情報の目的外利用等 <sup>を行いたい</sup> <sub>に係る本人通知を不要としたい</sub> <sup>ので、</sup>

越谷市個人情報保護条例 第8条第1項第6号 <sup>の規定により意見を求めます。</sup>  
第8条第3項ただし書

個人情報取扱事務の名称	防犯活動の支援及び啓発等に関する事務
目的外利用等の区分等	<input type="checkbox"/> 目的外利用 [利用先 ] <input checked="" type="checkbox"/> 外部提供 [提供先 警察その他関係機関 交通事故等の関係者 ]
目的外利用等をする期間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで
目的外利用等をする 個人情報取扱事務の名称	警察その他関係機関の調査等
目的外利用等 をする理由	犯罪被害が発生したときなどに、外部提供をする 必要があるため。
目的外利用等をする 個人情報の記録の対象者	市民等
目的外利用等をする 個人情報の記録の項目	映像
外部提供を受ける者に対 する個人情報の保護措置	利用目的以外の使用の禁止等
本人通知を 不要とする理由	本人通知をすることが不可能な場合、適さないと 考えられる場合があるため。
所 管 課	市民協働部くらし安心課
備 考	

意見照会書 1、2 に対する答申書

越 情 審 議 第 4 号  
平成 29 年 8 月 29 日

越谷市長 高 橋 努 様

越谷市情報公開・個人情報保護審議会  
会 長 荒 木 真 名

ドライブレコーダーの設置に係る本人以外収集・  
保有個人情報目的外利用等に関する意見照会について（答申）

平成 29 年 8 月 16 日付け越くらし第 96 号及び第 97 号で意見照会のあり  
ました越谷市個人情報保護条例に基づく下記の取扱事項については、公益性の観  
点からその内容を適当なものと認めましたので答申します。

なお、ドライブレコーダーの利用に当たっては、個人情報保護対策について、  
適切な措置を講じて万全を期すよう要望します。

記

1. 本人以外収集をすること（条例 6 条 3 項 8 号）
2. 1 に係る本人通知を不要とすること（条例 6 条 4 項 ただし書）
3. 外部提供を行うこと（条例 8 条 1 項 6 号）
4. 3 に係る本人通知を不要とすること（条例 8 条 3 項 ただし書）

## 【越谷市情報公開条例】

平成11年3月31日  
条例第10号

改正 平成12年9月29日条例第37号  
平成17年3月31日条例第1号  
平成22年12月22日条例第34号  
平成25年4月26日条例第20号  
平成28年3月23日条例第9号

### 前文

越谷市は、開かれた市政の実現を図るべく、情報を積極的に提供する努力を重ねてきたところである。また、地方分権が進展する中においては、個性豊かな地域社会の形成に向けて、行政の公正の確保と透明性の向上や市民参加の拡充がより一層求められており、情報公開の重要性がますます高まっている。

情報公開制度は、地方自治の本旨に基づいて、市政に関する情報についての知る権利を尊重し、市民の理解と信頼の確保を図り、市民参加の促進に寄与するものでなければならない。

このような考え方に立って、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、公文書の公開を請求する権利を保障し、公文書の公開等に関し必要な事項を定めることにより、市の行政活動について説明する責任を全うするようにするとともに、公正で開かれた市政の一層の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、次に掲げる機関をいう。

- (1) 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
- (2) 議会
- (3) 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧若しくは視聴に供されているもの
- (2) 市の図書館等において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

### (この条例の解釈及び運用)

第3条 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求するものの権利を尊重するものとする。この場合において、実施機関は、個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最

大限の配慮をしなければならない。

### (適正使用)

第4条 この条例の定めるところにより公文書の公開を受けたものは、これによって得た情報をこの条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

### (公文書の公開を請求できるもの)

第5条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、公文書の公開を請求することができる。

### (公開請求の手続き)

第6条 公文書の公開を請求するものは、次に掲げる事項を記載した書面（以下「公開請求書」という。）を当該請求に係る公文書を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地）
- (2) 公開を請求しようとする公文書の名称その他の公文書を特定するに足りる事項

### (3) その他実施機関が定める事項

2 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をしたもの（以下「公開請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

### (公文書の公開義務)

第7条 実施機関は、前条第1項の規定による請求（以下「公開請求」という。）があつたときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

(1) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るもののうち、通常他人に知られたくないと認められるもの

(2) 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を明らかに害するもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

- ア 人の生命、身体又は健康に危害が生じるおそれがあると認められる情報
- イ 市民の生活に影響を及ぼす違法又は著しく不当な行為に関する情報

(3) 実施機関と国等（国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。）との間における協議、依頼等により作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 公開することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であつて、公開することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令又は条例の規定により公開することができないとされている情報  
(部分公開等)

第8条 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合であっても、期間の経過により非公開情報に該当しなくなったときは、当該公文書を公開しなければならない。

(公益上の理由による裁量的公開)

第9条 実施機関は、公開請求に係る公文書に第7条第1号から第6号までに規定する非公開情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、公開請求者に対し、当該公文書を公開することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなる

ときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。

(公開請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、公開請求に係る公文書の一部を公開するときは、その旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに公開の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき、公開請求に係る公文書を保有していないとき及びその他の理由により公文書の全部を公開しないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該公文書が期間の経過により公開できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(公開決定等の期限)

第12条 前条各項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に公開決定等を行うことができないときは、公開請求があつた日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(公開決定等の期限の特例)

第13条 公開請求に係る公文書が著しく大量であるため、公開請求があつた日から起算して60日以内にそのすべてについて公開決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、公開請求に係る公文書のうち相当の部分につき当該期間内に公開決定等をし、当該期間内に公開決定等を行うことができなかった公文書については相当の期間内に公開決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に、公開請求者に対し、次に掲げる事項を書面

により通知しなければならない。

(1) 本条を適用する旨及びその理由

(2) 当該期間内に公開決定等を行うことができなかつた公文書について公開決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 公開請求に係る公文書に実施機関及び公開請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等を行うに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、第11条第1項又は第2項の決定(以下「公開決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であつて、当該情報が第7条第2号ア又はイに規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により公開しようとするとき。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公開決定を行うときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後直ちに、当該意見書(第17条及び第18条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。

(公開の実施)

第15条 公文書の公開は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第11条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による公文書の公開にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 公開決定に基づき公文書の公開を受けた者は、最初に公開を受けた日から起算して30日以内の限りに、実施機関に対し、更に公開を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出を行うことができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(費用負担)

第16条 この条例の規定に基づく公文書の公開については、別表に定める手数料を徴収する。ただし、次の各号のいずれかに該当するものが公開請求をするときは、手数料を徴収しない。

(1) 市内に住所を有する者

(2) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

(4) 市内に存する学校に在学する者

(5) 前各号に掲げるもののほか、公開請求に係る公文書の内容に利害関係を有するもの

2 前項本文の手数料は、公文書の公開の際、これを徴収する。

3 公文書の写しの交付を受ける場合の当該公文書の写しの作成及び送付に要する費用は、公開請求者の負担とする。

(審査会への諮問)

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為について行政不服審査法(平成26年法律第68号)に基づく審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとする場合(当該公文書の公開について反対意見書が提出されている場合を除く。)

2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問をした旨の通知)

第18条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人という。以下同じ。)

(2) 公開請求者(公開請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き)

第19条 第14条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 公開決定に対する第三者からの審査



請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等（審査請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を公開する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の公開に反対の意思を表示している場合に限る。）

（公文書の管理）

第20条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

（公文書の検索目録等の作成）

第21条 実施機関は、公文書の検索に必要な目録等を作成し、一般の利用に供するものとする。

（審議会への意見聴取）

第22条 実施機関は、この条例による情報公開制度の改善についての施策を立案し、及び実施するに当たっては、越谷市情報公開・個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

（実施状況の公表）

第23条 市長は、毎年度、実施機関の公文書の公開決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

（情報公開の総合的な推進）

第24条 実施機関は、この条例の定めるところにより公文書の公開決定を行うほか、情報提供施策の拡充を図り、情報公開の総合的な推進に努めるものとする。

（出資法人等への協力要請）

第25条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

（他の法令等との調整）

第26条 法令又は他の条例（越谷市個人情報保護条例（平成12年条例第40号）を除く。）の規定による閲覧若しくは縦覧又は謄本、抄本その他の写しの交付の対象となる公文書については、この条例は、適用しない。

（委任）

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成11年4月1日（以下「適用日」という。）以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 適用日前に作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

（越谷市土地開発公社等に係る適用の特例）

3 前項の規定にかかわらず、第2条第1項第3号に掲げる実施機関（以下「越谷市土地開発公社等」という。）に関しては、こ

の条例は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) 平成12年4月1日（以下「特例適用日」という。）以後に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書

(2) 特例適用日前に越谷市土地開発公社等が作成し、又は取得した公文書であって、その目録等の作成が終了したもの

4 越谷市土地開発公社等は、特例適用日が属する会計年度前に作成し、又は取得した公文書の目録等について、越谷市情報公開条例の一部を改正する条例（平成17年条例第1号）の施行の日から起算して5年以内に作成するよう努めるものとする。

附 則（平成12年条例第37号）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前になされた不服申立てで、この条例の施行の日以後に決定が行われるものについて、この条例による改正前の越谷市情報公開条例第17条の規定により既に越谷市情報公開審査会に対して行った諮問については、この条例による改正後の越谷市情報公開条例第17条の規定により越谷市情報公開・個人情報保護審査会に対して行った諮問とみなす。

附 則（平成17年条例第1号）

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成22年条例第34号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、第1条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第2条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成28年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第16条関係）

公開の区分	手数料
閲 覧	1件名につき200円
視 聴	1件名につき200円
写しの交付	1件名につき200円

備考

1 1件名とは、閲覧又は写しの交付においては決裁、供覧等の手続きを一にするものをいい、視聴においてはフィルム、磁気テープ等の規格、本数等にかかわらず、1事案をいう。

2 閲覧又は視聴に引き続いて、当該閲覧又は視聴に係る公文書の写しを交付する場においては、当該閲覧、視聴及び写しの交付に係る手数料は、写しの交付の場合の手数料によるものとする。

## 【越谷市個人情報保護条例】

平成12年9月29日  
条例第40号

改正 平成17年3月31日条例第2号  
平成22年12月22日条例第34号  
平成25年4月26日条例第20号  
平成27年9月29日条例第42号  
平成28年3月23日条例第9号  
平成28年12月22日条例第41号

(目的)

第1条 この条例は、市が保有する自己に関する保有個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにし、個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 次に掲げる機関をいう。
  - ア 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会
  - イ 議会
  - ウ 越谷市土地開発公社及び公益財団法人越谷市施設管理公社
- (2) 個人情報 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され得るものをいう。
- (3) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（越谷市情報公開条例（平成11年条例第10号）第2条第2項に規定する公文書をいう。第7号において同じ。）に記録されているものに限る。
- (4) 事業者 法人その他の団体（実施機関並びに国及び他の地方公共団体を除く。）及び事業を営む個人をいう。
- (5) 本人 個人情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により識別され得る当該個人をいう。
- (6) 特定個人情報 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (7) 保有特定個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文

書に記録されているものに限る。

- (8) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第25条第4項において同じ。）に規定する記録に記録された保有特定個人情報をいう。
  - (9) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を使用し、定められた一連の処理手順に従って事務を処理する組織をいう。

（実施機関等の責務）
- 第3条 実施機関は、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（事業者の責務）
- 第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、事業の実施に当たって個人情報の収集等をするときには、個人の権利利益を害することのないように努めるとともに、個人情報の保護に関する市の施策に協力しなければならない。

（市民の責務）

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適正な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を害することのないよう努めなければならない。

（収集の原則及び制限）

第6条 実施機関は、個人情報の収集をするときには、個人情報を取り扱う事務（以下「個人情報取扱事務」という。）の目的を明確にし、当該目的を達成するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

  - 2 実施機関は、思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報の収集をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
    - (1) 法令又は条例（以下「法令等」という。）に定めがあるとき。
    - (2) 実施機関が越谷市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて個人情報取扱事務の目的を達成するために必要があると認めるとき。
  - 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。
    - (1) 本人の同意があるとき。
    - (2) 法令等に定めがあるとき。
    - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
    - (4) 争訟、選考、指導、相談等の事務又は事業を遂行するために個人情報を収集す

る場合において、本人から収集したのではその目的を達成することができないと認められるとき又は当該事務若しくは事業の適正な遂行に支障が生ずると認められるとき。

- (5) 所在不明、心身喪失その他の理由により本人から収集することができないとき。
- (6) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (7) 国若しくは他の地方公共団体又は他の実施機関から収集する場合において、当該個人情報を収集することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

4 実施機関は、前項第6号から第8号までの規定により本人以外の者から個人情報を収集したときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱事務の届出)

第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 個人情報取扱事務の名称
- (2) 個人情報取扱事務の目的
- (3) 個人情報の記録の対象者の範囲
- (4) 個人情報の記録の項目
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が定める事項

2 実施機関は、前項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を変更し、又は廃止するときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、実施機関は、緊急かつやむを得ない理由により、あらかじめこれらの規定による届出をすることができないときは、当該個人情報取扱事務を開始し、変更し、又は廃止した日以後、速やかに、市長に届け出なければならない。

4 市長は、前3項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項を審議会に報告しなければならない。

5 市長は、第1項から第3項までの規定による届出を受けたときは、その内容を市民の閲覧に供さなければならない。

(利用及び提供の制限)

第8条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のための保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この項及び第38条において同じ。）の利用（以下「目的外利用」という。）又は実施機関以外の者への保有個人情報の提供（以下「外部提供」

という。）をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているとき。
- (4) 個人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (5) 目的外利用をする場合又は国若しくは他の地方公共団体へ外部提供をする場合において、当該保有個人情報を使用することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を不当に害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により目的外利用又は外部提供（以下「目的外利用等」という。）をしたときは、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 目的外利用等をした個人情報取扱事務の名称
- (2) 目的外利用等をした理由
- (3) 目的外利用等をした個人情報の記録の項目
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める事項

3 実施機関は、第1項第4号から第6号までの規定により目的外利用等をしたときは、その事実を速やかに本人に通知しなければならない。ただし、審議会の意見を聴いて特に必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 実施機関は、外部提供をする場合において、必要があると認めるときは、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めなければならない。

(保有特定個人情報の利用の制限)

第8条の2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報を利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、個人の生命、健康、生活又は財産を保護するために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。）を自ら利用することができる。

(特定個人情報の提供の制限)

第8条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定

個人情報を提供してはならない。

(電子計算組織の結合の制限)

第9条 実施機関は、電子計算組織を利用して個人情報を処理するときは、実施機関以外の電子計算組織と通信回線による結合をしてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 実施機関が審議会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

(適正な維持管理)

第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、次に掲げる事項について必要な措置を講じ、保有個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。

- (1) 保有個人情報は、正確かつ最新なものとする。
- (2) 保有個人情報の漏えい、改ざん、き損、滅失その他の事故を防止すること。
- (3) 保有する必要のなくなった個人情報(歴史的又は文化的価値が生ずると認められるものを除く。)は、速やかに、廃棄し、又は消去すること。

2 実施機関は、前項に規定する事務を処理させるため、個人情報保護管理者を定めなければならない。

(委託に伴う措置等)

第11条 実施機関は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託するときは、個人情報の保護を図るため、個人情報の適正な管理について必要な措置を講ずるとともに、当該委託契約を締結した者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者を含む。以下「受託者」という。)に、必要かつ適切な監督をしなければならない。

2 市長は、個人情報取扱事務の処理を外部に委託した場合において、個人情報が不適正に取り扱われるおそれがあると認めるときは、受託者に必要な報告を求め、又は実施機関の職員に当該受託者の事務所、事業所その他当該委託を受けた業務(以下「受託業務」という。)を行う場所に立ち入らせ、書類その他の物件を検査させることができる。

3 前項の規定により立入検査をする実施機関の職員はその身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項に規定する立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(受託者等の責務)

第12条 受託者は、受託業務の範囲内で、個人情報の適正な管理について必要な措置を講じなければならない。

2 受託業務に従事している者又は従事していた者は、当該業務に関して知り得た個人

情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

(保有個人情報の開示の請求)

第13条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関が保有する自己に関する保有個人情報の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(保有特定個人情報にあっては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人(次条第2項において「代理人」と総称する。))は、本人に代わって開示請求をすることができる。ただし、本人が未成年者で満15歳以上のものである場合には、法定代理人は、本人の同意を得るものとする。

(開示請求の手続き)

第14条 開示請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 開示請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をする者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人又はその代理人であることを確認するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(保有個人情報の開示義務)

第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがあるもの
- (2) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、開示しないことが正当であると認められるもの
- (3) 実施機関と国等(国、他の地方公共団体及び公共的団体等をいう。以下同じ。)との間における協議、依頼等により作成

し、又は取得した情報であって、開示することにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

(4) 開示することにより、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすことが明らかであると認められる相当の理由がある情報

(5) 実施機関の内部若しくは相互又は実施機関と国等との間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれ、不当に市民の間に混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められるもの

(6) 実施機関及び国等の機関が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、公正な行政運営を阻害する次に掲げるもの

ア 監査、検査、取り締まり又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にする情報又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にする情報

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、実施機関又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害する情報

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害する情報

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に著しい支障を及ぼす情報

オ アからエまでに掲げるもののほか、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行を著しく困難にする情報

(7) 法令等の規定により開示することができないとされている情報

(部分開示等)

第16条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が記録されている場合であっても、期間の経過により不開示情報に該当しなくなったときは、当該保有個人情報を開示しなければならない。

(公益上の理由による裁量的開示)

第17条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に第15条第1号から第6号まで

に規定する不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

(保有個人情報の存否に関する情報)

第18条 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定等)

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨、その理由並びに開示の日時及び場所その他実施機関が定める事項を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

3 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の全部を開示しないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。この場合において、当該保有個人情報が期間の経過により開示できるものである場合で、かつ、その期日が明示できるときは、その期日を併せて通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第20条 前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由により同項に規定する期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求があった日から起算して60日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長の期間及び理由を書面により通知しなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与)

等)

第21条 開示請求に係る保有個人情報に実施機関及び開示請求者以外のもの(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている保有個人情報を第17条の規定により開示しようとするときは、第19条第1項又は第2項の決定(以下「開示決定」という。)に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間の期間を設けなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第28条及び第29条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第22条 保有個人情報の開示は、閲覧若しくは視聴又は写しの交付により、実施機関が第19条第1項又は第2項の規定により通知する書面で指定する日時及び場所において行う。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、当該保有個人情報の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

2 第14条第2項の規定は、保有個人情報の開示を受ける者について準用する。

3 開示決定に基づき保有個人情報の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から起算して30日以内に限り、実施機関に対し、更に開示を受ける旨を申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申し出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

(訂正、利用の停止、消去及び提供の停止の請求)

第23条 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報について、事実誤りがある

と認めるときは、当該実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、この条例の定めるところにより、実施機関が保有する自己に関する保有個人情報(情報提供等記録を除く。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置の請求をすることができる。

(1) 第6条第1項から第3項までの規定に違反して収集されているとき、第8条第1項若しくは第8条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき 当該保有個人情報の利用の停止又は消去

(2) 第8条第1項又は第8条の3の規定に違反して提供されているとき 当該保有個人情報の提供の停止

3 実施機関は、訂正、利用の停止、消去又は提供の停止(以下「訂正等」という。)の請求に係る保有個人情報について、訂正等の権限がないときその他訂正等をしないことについて相当な理由があるときは、当該保有個人情報の全部又は一部について訂正等をしないことができる。

4 第13条第2項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求の手続き)

第24条 訂正等の請求をする者は、次に掲げる事項を記載した書面を当該請求に係る保有個人情報を管理している実施機関に提出しなければならない。

(1) 氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする保有個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容及び理由

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、実施機関に対し、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第14条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定等)

第25条 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の全部の訂正等をするときは、その旨の決定をし、訂正等をした上で、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対し、速やかにその旨を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報の一部の訂正等をするときは、その

旨の決定をし、一部の訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、訂正等の請求に係る保有個人情報訂正等をしないうとき（訂正等の請求に係る保有個人情報を保有していないとき及びその他の理由により保有個人情報の訂正等をしないうときを含む。）は、訂正等をしないう旨の決定をし、訂正等請求者に対し、速やかにその旨及びその理由を書面により通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項又は第2項の規定により保有個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該保有個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

（訂正決定等の期限）

第26条 前条各項の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正等の請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第24条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 第20条第2項の規定は、訂正決定等について準用する。

（費用負担）

第27条 この条例の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正等に係る手数料は、無料とする。

2 保有個人情報の写しの交付を受ける場合の当該保有個人情報の写しの作成及び送付に要する費用は、開示請求者の負担とする。（審査会への諮問）

第28条 開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づく審査請求があつたときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、越谷市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を尊重して当該審査請求に対する裁決を行わなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下する場合

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示又は訂正等を行うこととする場合（当該保有個人情報の開示について反対意見書が提出されている場合を除く。）

2 開示決定等若しくは訂正決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法第9条第1項の規定は、適用しない。

3 第1項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

（諮問をした旨の通知）

第29条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3) 当該審査請求に係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続き）

第30条 第21条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る開示決定等（審査請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

（実施機関に対する苦情の処理）

第31条 実施機関は、当該実施機関が行う個人情報の取扱いについて苦情の申し出があつたときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

（事業者に対する苦情の処理）

第32条 市長は、事業者が行う個人情報の取扱いについて苦情の相談があつたときは、迅速かつ適切にこれを処理するように努めなければならない。

2 市長は、前項に規定する処理を行う場合に必要があると認めるときは、事業者に対し、説明、資料の提出その他必要な措置を当該事業者に求めることができる。

（区域内の事業者等への支援）

第33条 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市の区域内の事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（審議会への意見聴取）

第34条 実施機関は、この条例による個人情報保護制度の改善についての施策を立案

し、及び実施するに当たっては、審議会の意見を聴かなければならない。

(実施状況の公表)

第35条 市長は、毎年度、実施機関における個人情報の取扱い及び保有個人情報の開示決定等に関する実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(国又は他の地方公共団体との協力)

第36条 市長は、個人情報の保護を図るために必要があると認めるときは、国若しくは他の地方公共団体に協力を要請し、又は国若しくは他の地方公共団体の協力の要請に応ずるものとする。

(出資法人等への協力要請)

第37条 市長は、市が出資その他財政上の援助を行う団体のうち市長が定めるものに対し、この条例の規定による市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

(他の法令等との調整)

第38条 他の法令等(越谷市情報公開条例を除く。)の規定により保有個人情報の開示、訂正等の請求ができる場合については、この条例は、適用しない。

(委任)

第39条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が別に定める。

(罰則)

第40条 実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は1,000,000円以下の罰金に処する。

第41条 前条に規定する者が、その職務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第42条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真、フィルム又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を収集したときは、1年以下の懲役又は500,000円以下の罰金に処する。

第43条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、50,000円以下の過料に処す

る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

3 この条例の施行の際現に実施機関において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市土地開発公社等に係る適用の特例)

4 第2項の規定にかかわらず、越谷市個人情報保護条例の一部を改正する条例(平成17年条例第2号。以下「改正条例」という。)の施行の際現に第2条第1号ウに掲げる実施機関(以下「越谷市土地開発公社等」という。)において行われている個人情報取扱事務についての第7条第1項の規定の適用については、同項中「個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ」とあるのは、「個人情報取扱事務を現に行っているときは、遅滞なく、」とする。

5 第3項の規定にかかわらず、改正条例の施行の際現に越谷市土地開発公社等において収集等をしている個人情報の処理は、この条例の相当規定により行ったものとみなす。

(越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

6 越谷市電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例(昭和55年条例第33号)は、廃止する。

附 則(平成17年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

2 越谷市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成11年条例第11号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例の一部改正)

3 越谷市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成12年条例第41号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成22年条例第34号)

この条例は、平成23年4月1日から施行す



る。

附 則（平成 25 年条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行し、第 1 条の規定による改正後の越谷市情報公開条例の規定及び第 2 条の規定による改正後の越谷市個人情報保護条例の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年条例第 42 号）

この条例は、平成 27 年 10 月 5 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附 則（平成 28 年条例第 9 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 市長の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであって、この条例の施行前にされた市長の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る市長の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（平成 28 年条例第 41 号）

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 【越谷市長が保有する情報の提供に関する規程】

平成19年4月16日  
訓令第6号

改正 平成20年5月12日訓令第7号  
平成28年3月30日訓令第2号

(趣旨)

第1条 この規程は、越谷市情報公開条例(平成11年条例第10号。以下「公開条例」という。)第24条の規定に基づき、情報提供施策の拡充を図るため、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 公開条例第2条第2項に規定する公文書に記録されている情報をいう。
- (2) 情報提供 情報又は当該情報に必要な加工をしたものを簡易迅速に市民等又は保有個人情報の本人へ提供することをいう。
- (3) 保有個人情報 越谷市個人情報保護条例(平成12年条例第40号。以下「保護条例」という。)第2条第3号に規定する保有個人情報をいう。

(情報提供の基準)

第3条 次に掲げる情報については、公開請求を待つまでもなく情報提供をするよう努めるものとする。ただし、提供する情報の内容等からみて、個人又は法人等の正当な権利利益を害するおそれがないと認められる場合に限る。

- (1) 公表した行政資料等に記載されている情報
  - (2) 法令、条例、規則、要綱、この規程以外の訓令等(以下「法令等」という。)に基づき公表した情報
  - (3) 慣行として公表している情報で、今後公表しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
  - (4) 公開請求に基づき公開した情報及びこれと同種の情報で、今後も公開しないこととする理由のないことが明らかであると認められるもの
  - (5) 判決等により公開することが一般的になっている情報
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、公開条例第7条各号に規定する非公開情報に該当しないことが明らかであると認められる情報
- 2 保有個人情報は、前項及び次条の規定によるほか、保護条例第8条第1項各号のいずれかに該当する場合でなければ情報提供をすることができない。

(保有個人情報の本人への情報提供)

第4条 自己に関する保有個人情報、保護条例第15条各号に規定する不開示情報に該当しないことが明らかであると認められる場合には、開示請求を待つまでもなく本人へ情報提供をするよう努めるものとする。

2 自己に関する保有個人情報を本人へ情報提供する際には、当該保有個人情報の本人であることを確認するため、運転免許証、旅券その他これらに類するものにより、本人確認手続きを慎重に行うものとする。

(情報提供をするときの配慮)

第5条 情報提供に当たっては、正確性の確保を図るとともに、市民等又は保有個人情報の本人にわかりやすい説明を心がけるほか、必要に応じて適正使用を求めるものとする。

2 提供する情報又は保有個人情報の一部に非公開情報又は不開示情報が含まれている場合において、非公開情報又は不開示情報の部分を容易に区分して除けるときは、当該部分を除いて情報提供をするよう努めるものとする。

(書面等による情報提供)

第6条 市民等又は保有個人情報の本人から、書面等による情報提供の求めがあったときは、これに応じるよう努めるものとする。

2 書面等の作成及び送付に要する費用は、市民等又は保有個人情報の本人の負担とし、その取扱いについては、越谷市情報公開条例施行規則(平成11年規則第45号)第5条又は越谷市個人情報保護条例施行規則(平成13年規則第1号)第17条に定めるところによる。ただし、公益性が高い使用と認められる場合は、この限りでない。

3 書面等の作成に要する費用は、原則として総務部総務課において収納するものとする。

(情報提供に係る事務処理)

第7条 情報提供に当たっては、必要に応じて起案、報告等の事務処理を行うものとする。

(適用除外)

第8条 情報又は保有個人情報の提供について、法令等に別段の定めがあるときは、当該法令等の定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、市長が保有する情報の提供に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則(平成20年訓令第7号)

この訓令は、平成20年5月15日から施行する。

平成29年度  
情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況

---

---

発行 越谷市  
〒343-8501  
埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号  
TEL 048-963-9136（直通）

編集 越谷市総務部総務課

---

---

平成30年8月

